

# 朝鮮民主主義人民共和国の対外経済関係法の現状(3)

ERINA調査研究部研究員 三村光弘

## はじめに

朝鮮民主主義人民共和国（以下、北朝鮮とする）では、1999年2月26日に、主要な対外経済関係法の改正が行われた<sup>1</sup>。この改正では、海外直接投資の類型に関して規定する「合弁法」、「合作法」および「外国人企業法」が改正された。その後、2000年3月11日に「合弁法施行規定」および「合作法施行規定」が改正され、同年10月27日には「外国人企業法施行規定」が改正された。

今回は、改正された諸法令によって規定されている北朝鮮の海外直接投資の企業類型と中国のそれについての比較を行ってみることとする。

## 北朝鮮と中国の法的環境の違い

北朝鮮と中国は、合弁、合作、外国人100%出資企業という3つの投資類型を持っていることで共通している。これは、北朝鮮が合弁法を立法するにあたって、中国の制度を参考にしたことが大きな理由である<sup>2</sup>。北朝鮮と中国の対外経済関係法は、基本的な制度では類似点が多いが、中国の対外経済開放は、北朝鮮のそれと比べてはるかに先行している。

北朝鮮と中国の法に関しては、法が持っている社会的背景に大きな違いがある。中国では、ほぼすべての分野での実定法の立法作業が完了している。また、法規や判例の公開に関して、法規は基本的にすべて、判例についてもかなりの程度が公開されている<sup>3</sup>。これに対して、北朝鮮では、1990年代前半に民法、家族法、都市経営法、刑事訴訟法、民事訴訟法、対外民事関係法などが立法され、1990年代後半から現在までに発明法、人民経済計画法、農業法、養魚法、国土計画法などが立法されているのみである。もちろん、これらが立法されたことは、進歩ではあるが、量的な面でも質的な面でも、中国とは大きく異なる。また、法規が公開されていないということも非常に多く、判例は公開されていない。日本や西側諸国に比べれば法的な不備が目立つという中国でさえ、北朝鮮との比較で見れば、法が社会をコントロールする手段として相当程度確立してい

るといえるのである。北朝鮮では、対外経済関係法で規定されていない事項を規定している法規がないか、公開されていないため、参照できないことが多い。それに対して、中国の場合はその規定の具体性や有効性はともかくとして「有法可依」（依拠する法律がある）が実現されているといえる。

このような現状があるため、北朝鮮の対外経済関係法と中国のそれを比較する際には、条文だけではなく、背景となっている投資環境や経済政策の違いを念頭に置かなければならない。

北朝鮮と中国の対外経済関係法には、基礎となる法律の規定が詳細ではないという共通の特徴がある。そのため、行政法規である施行規定ないしは実施細則が充実している。これらの細則には、これまでの事業の経験が生かされており、法律には書かれていない項目が盛り込まれていることも多い。行政法規でありながら、実際には法律よりも重要であるといった点も共通している。本稿では、できるだけこれらの点に配慮しながら、以下、北朝鮮と中国の投資類型を規定する法規についての比較を行う。

## 北朝鮮と中国の投資類型ごとの規定の違い

### （1）合弁企業

合弁企業は、北朝鮮でも中国でも対外経済開放を行った時に最初に投資の類型として立法化された。北朝鮮の合弁法では、投資を行うことのできる業種、推奨業種、制限業種、禁止業種を合弁法およびその施行規定で規定しているが、中国の場合、対外開放が進んでおり、外資が参入できる業種が幅広く、また制限、禁止される業種についても細分化されているため、行政法規である外国企業投資方向指導規定と外国企業投資産業指導目録でそれらを定めている<sup>4</sup>。

合弁企業の設立を審査、承認する機関は、北朝鮮が中央政府に限られているのに対して、中国では地方への大幅な権限の移譲がなされているのが特徴である。中国の場合、全国的な計画との調整が必要な業種を除いては、基本的に地方に審査、承認の権限があるのに対して、北朝鮮では、

<sup>1</sup> 詳しくは拙稿「朝鮮民主主義人民共和国の対外経済関係法の現状(1)」『ERINA REPORT』第48号（2002.10）15～19頁を参照。

<sup>2</sup> 北朝鮮は、自国の対外経済関係法が、中国の法をモデルにしたものであるという表現を嫌うが、実際には隣国の対外経済開放の成果を参考にしている。北朝鮮の専門家と話をした時に「中国の制度も参考にしたか」と聞くと「もちろん」という答えが返ってきた。

<sup>3</sup> 中国では法律情報の提供は商業化されており、インターネットを通じて最新の情報を収集することができる。例えば、<http://www.chinalawinfo.com/> では、基本的な情報は無料で、詳細な情報は有料で提供されている。

経済特区である羅先市にもそのような権限はない<sup>5</sup>。これは北朝鮮と中国との大きな違いである。

外国当事者の出資比率については、中国は25%を下らないという規定があり、25%を下回ると、外国投資企業ではなく、国内企業として扱われる。北朝鮮では、このような規定はないが、実際の取り扱いでは、何らかの指導が入るようである<sup>6</sup>。

企業の存続期間については、北朝鮮が合弁契約において定めるようにしているのに対して、中国の場合、業種によっては、存続期間を定めなくてもよい規定になっている。また、利益分配については、北朝鮮では、出資分に比例して行うことを基本としながらも、下位の行政法規では合弁契約に従った分配をも認めている。この条項を使えば、外国側が外貨や設備など、書類上の出資分には表現されない北朝鮮側よりも有利な条件を持っている場合に、より多くの分配を受けるような柔軟な契約が可能なのであろう<sup>7</sup>。

合弁企業を設立できる地域について、中国は特段の規定を置かず、全国での設立を認めている。これに対して北朝鮮は、羅先経済貿易地帯での創設を基本にしている。必要に応じて他の地域でも行えるとしているが、1999年の改正でこの条項が生まれたことを考えると、外国人の投資の場合、特別なケースでない限り、羅先市以外での設立は難しそうである。

投資優遇に関しては、北朝鮮が推奨対象、一定の地域（羅先）に創設された合弁企業、北朝鮮籍を有する海外朝鮮同胞と規定している。中国は、特定の地域（経済特区等）での優遇の他、華僑、香港・マカオ同胞、台湾同胞に対して、投資優遇を行う法規を制定している。北朝鮮は、大韓民国（以下、韓国とする）からの投資に対して、今のところ特別の投資優遇立法を行ってはいないが、2002年11月には軍事境界線近くに開城工業地区を設立するなど、韓国からの投資を受け入れる準備が行われている。

【表1】合弁企業における北朝鮮と中国の規定の違い

比較項目	合弁企業	
	北 朝 鮮	中 国
国別		
準拠法	合弁法	中外合資経営企業法
準拠法の施行	1999.2.26改正	2001.3.15改正
形式	法人（第6条）	有限責任会社（第4条）
業種	科学技術、工業、建設、運輸をはじめとする各部門（第3条）	先進的な技術と設備（第5条第2項）
推奨業種	科学技術、電子、自動化、機械製作、金属、最終、動力、建材、製薬、化学工業、建設、運輸、金融をはじめとする諸部門（施行規定第8条）	詳しくは、外国企業投資方向指導規定および外国企業投資産業指導目録で規定
制限業種	先端技術導入、国際市場で競争力が高い製品の生産、インフラ建設、科学研究、技術開発（第3条）	外国企業投資方向指導規定および外国企業投資産業指導目録で規定
禁止業種	環境保護基準超過、経済技術的に後れている、天然資源を加工せずに輸出、経済的効果が少ない（施行規定第12条）	同上
審査承認	国家が別途に定めた部門、国の安全と社会共同の利益を阻害する対象（施行規定第11条）	同上
審査承認	中央貿易指導機関（第9条）	対外貿易主管部門（第3条）ただし、条件により、省、自治区、直轄市人民政府、国务院関係部門（実施条例第6条第2項）実際には一級行政区人民政府に大きな権限
外国当事者の出資比率	-	25%を下らない（第4条第2項）
出資	貨幣、現物、財産権（工業所有権、著作権、土地利用権等）、ノー・ハウ（施行規定第30条）	現金、現物、工業所有権など（第5条）中国側は土地使用権も含めることができる。（第5条第2項）
北朝鮮側当事者	機関、企業所及び団体	会社、企業またはその他の経済単位（第1条）
経営機関	理事会（第16条）	董事会（第6条）
存続期間	合弁契約で定める（施行規定第14条）	業種による（第13条）
期限満了時の財産分配	出資分に従い分配（施行規定139条）	法規、契約、定款に規定のある場合を除き、出資分に従い分配（外国投資企業清算規則第26条）
利益分配	出資分に比例（外国人投資法第2条） 出資分に関係なく、合弁契約に従うことも可能（施行規定第119条）	登録資本の比率に従い分配（第8条）
租税関係	企業所得税	企業所得税
設立できる地域	羅先経済貿易地帯を基本とし、必要に応じてその他の地域でも可	全国
優待対象	推奨対象、海外朝鮮同胞、一定の地域に創設された合弁企業（第7条） 推奨対象、共和国国籍を有する海外朝鮮同胞と行う場合、羅先（施行規定第10条）	華僑、香港マカオ同胞、台湾同胞 特定地域
優待内容	税金の減免、有利な土地使用条件の提供	税金の減免、有利な土地使用条件の提供
紛争解決	協議、共和国の裁判機関又は仲裁機関、第三国の仲裁期間（第47条） 協議、共和国の裁判機関又は仲裁機関、合弁当事者間の合意があれば第三国の仲裁期間も可（施行規定146条）	友好的協議若しくは調停又は仲裁若しくは訴訟（実施条例第97条）

【出所】条文を参考に筆者が作成

<sup>4</sup> 「外国企業投資方向指導規定」は2002年2月21日に公布され、2002年4月1日に施行された。また、「外国企業投資産業指導目録」も2002年4月1日に施行された。後者は推奨、制限、禁止の3つに分けて、業種が羅列されている詳細なリストである。日本語訳は、日中経済協会合作合弁相談所編『2001/2002中国投資ハンドブック - 戦略と実務』（日中経済協会、2002）254～266頁を参照。本稿執筆にも、中国語の条文の他、前掲書の日本語訳を参考にした。

<sup>5</sup> 1999年2月26日の改正以前には特区当局に一定の審査、承認の権限があったが、改正後すべて中央政府がコントロールするようになった。

<sup>6</sup> 詳しくは、拙稿「朝鮮民主主義人民共和国の対外経済関係法の現状(2)」『ERINA REPORT』第49号（2002.12）39頁参照。

<sup>7</sup> 中国の場合、外国側が有利な条件を持っている場合には、出資分が増えることになるので、そのような規定は不要なのであろう。

紛争解決については、北朝鮮が協議、北朝鮮の裁判機関または仲裁機関、仲裁合意がある場合には第3国の仲裁機関となっているが、中国の規定では、仲裁については、事前又は事後の合意で第3国の仲裁を行うこともできるようになっている。北朝鮮の裁判制度は民事訴訟法に、仲裁制度は対外経済仲裁法に規定されてはいるものの、その実態はよくわかっていないので、外国側当事者としては、第3国での仲裁が安心であろうが、北朝鮮の場合、北朝鮮側の当事者が出国するための手続や費用の負担が重いこともあってか、合弁契約で仲裁条項を持っていない場合、第3国での仲裁が不可能であることに留意する必要がある<sup>8</sup>。

## (2) 合作企業

合作企業は、比較的新しい投資類型で、北朝鮮では1992年に、中国では1988年に登場した。合弁と合作の違いは、前号を参考にさせていただきたい。

合弁と同じく、北朝鮮では設立できる業種、推奨業種、制限業種、禁止業種を合弁法およびその施行規定で規定している。合弁と異なり、先端技術、輸出志向の強い規定となっている。中国では、業種についての規定は特になく、

推奨、制限、禁止については、他の2つの類型と同じく、外国企業投資方向指導規定及び外国企業投資産業指導目録で規定されている。

合作企業の設立を審査、承認する機関は、北朝鮮が中央政府に限られているのに対して、中国では地方政府への大幅な権限の移譲がなされている。このあたりの事情は合弁と同じである。

中国では、合作企業は法人又は非法人の2つのパターンが存在するが、北朝鮮では、合作企業は必ず法人となる。

外国当事者の出資比率については、北朝鮮は30%以上という規定があるが、中国にはこのような規定はない。企業の存続期間については、北朝鮮、中国双方が合弁契約において定めるようにしている。利益分配についても、北朝鮮、中国共に合作契約で定めることになっている。

合作企業を設立できる地域について、中国は特段の規定を置かず、全国での設立を認めている。これに対して北朝鮮は、羅先経済貿易地帯での創設を基本にしている。必要に応じて他の地域でも行えるとしているが、合弁と同じく1999年の改正でこの条項が生まれたことを考えると、羅先市以外での設立は簡単ではなさそうである<sup>9</sup>。ただし、委

【表2】合作企業における北朝鮮と中国の規定の違い

比較項目	合作企業	
	北 朝 鮮	中 国
国別		
準拠法	合作法	中外合資経営企業法
準拠法の施行	1999.2.26改正	2000.10.31改正
形式	法人（外国人投資法第14条）	法人又は非法人（第2条第2項）
業種	輸出することのできる製品、先進技術が導入された製品の生産を基本。観光、サービスにも創設可（第3条）	規定なし
推奨業種	現代的な設備及び先端技術の投資、国際市場で競争力の高い製品の生産部門（第4条）	外国企業投資方向指導規定および外国企業投資産業指導目録で規定
制限業種	環境保護基準超過、経済技術的に後れている、天然資源を加工せずに輸出、経済的効果が少ない（施行規定第7条）	同上
禁止業種	国の安全及び社会の利益に支障となる対象、国家が別途に定めた対象。（施行規定第7条）	同上
審査承認	中央貿易指導機関（第7条）	対外貿易主管部門、國務院から授權を受けた部門、地方政府（第5条）
外国当事者の出資比率	外国側が30%以上（施行規定第37条）	規定なし
出資	貨幣、現物、工業所有権、ノー・ハウ、知的所有権等（施行規定第38条）	現金、現物、土地使用権、工業所有権、非特許技術及びその他の財産権（第8条）
北朝鮮側当事者	機関、企業所及び団体（第7条）	企業またはその他の経済単位（第1条）
経営機関	共同協議機構（第16条）	董事会または共同管理機関（第12条）
存続期間	合作契約で定める（施行規定第16条）	合作企業契約で定める（第24条）
期限満了時の財産分配	合作契約で定める（施行規定第16条）	同上（第23条）
利益分配	償還と利益分配は合作製品が基本（第13条）。契約に従い、外国側の早期回収を認める（第14条）	同上（第21条） 契約に従い、外国側の早期回収を認める（第21条）
租税関係	企業所得税	企業所得税（法人型） 合作参加者がそれぞれ納税（非法人）
設立できる地域	羅先経済貿易地帯を基本とし、必要に応じてその他の地域でも可	全国
優待対象	推奨対象、海外朝鮮同胞、一定の地域に創設された合作企業（第6条） 推奨対象、共和国国籍を有した海外朝鮮同胞、羅先等の特殊経済地帯（施行規定第6条）	華僑、香港マカオ同胞、台湾同胞
優待内容	税金の減免、有利な土地使用条件の提供	同左
紛争解決	協議、朝鮮民主主義人民共和国が定めた仲裁又は裁判手続（第21条） 協議、共和国の裁判機関又は仲裁機関、合弁当事者間の合意があれば第三国の仲裁期間も可（施行規定128条）	友好的協議若しくは調停又は中国又はその他の仲裁、事前又は事後の仲裁合意がない場合には訴訟（第25条）

【出所】条文を参考に筆者が作成

<sup>8</sup> 北朝鮮の事情を考えると、これはある意味合理的な規定で、容易に出国できるよう力のある北朝鮮側当事者なら、第3国仲裁を予定した条項にも契約段階で合意できるはずであり、そのような力のない当事者の場合、事後の第3国での仲裁合意というのは実質的に難しいため、このような規定になっていると考えられる。

<sup>9</sup> ただし、平壤市内などにも合作企業は多数あることを考えると、北朝鮮側に経営権がある合作の場合は、合弁よりも羅先以外での設立が簡単なのかも知れない。

託加工については、外国人投資法とは異なる系統に属する加工貿易法で規定されているので、地域に関係なく行うことができるし、平壤市内にもそのような工場が存在する<sup>10</sup>。

投資優遇に関しては、合併と同じである。紛争解決については、北朝鮮が協議、北朝鮮の裁判機関または仲裁機関を基本とし<sup>11</sup>、施行規定には、仲裁合意がある場合には第3国の仲裁機関も利用できることになっている。中国は、事前又は事後の仲裁合意があれば、中国もしくはその他の仲裁または裁判を利用することができるようになっている。

### (3) 外国側が100%出資を行う企業

外国側が100%出資を行う企業は、北朝鮮では「外国人企業」、中国では「外資企業」と呼ばれる。企業は、北朝鮮でも中国でも対外経済開放を行った時に最初に投資の類型として立法化された。北朝鮮の外資企業法では、投資を行うことのできる業種、推奨業種、制限業種、禁止業種が外国人企業法およびその施行規定で規定されている。中国では外資企業法実施細則に規定があり、合併、合作の場合よりも制限が厳しいのは共通した特徴である。中国では、合併、合作と同じく、外国企業投資方向指導規定と外国企

業投資産業指導目録により具体的な推奨、制限、禁止項目が定められている。

外国人企業ないし外資企業の設立を審査、承認する機関は、北朝鮮の場合、中央政府に限られている。中国では対外貿易主管部門又は国務院が権限を与えた機関となっている。

合併企業を設立できる地域について、中国は特段の規定を置かず、全国での設立を認めている。これに対して北朝鮮は、羅先経済貿易地帯でのみ創設が許される。これは北朝鮮と中国の大きな違いである<sup>12</sup>。

投資優遇に関しては、北朝鮮の場合、羅先において創設され、かつ推奨対象となるものでなければ、外国人企業を設立できないため、すべて優遇の対象となる。中国は、合併や合作と同じである。

紛争解決については、北朝鮮が協議、北朝鮮の裁判機関または仲裁機関としており、中国は特段の規定を置いていない。これは中国には外資企業を法的に救済するシステムがないというわけではなく、一般法で救済が受けられるためである。行政訴訟法、国家賠償法など、国家の不法行為について救済を受けられるシステムも一応存在する。これ

【表3】外国側が100%出資を行う企業における北朝鮮と中国の規定の違い

比較項目	外国側が資本の100%を投資する企業	
	北 朝 鮮	中 国
準拠法	外国人企業法	外資企業法
準拠法の施行	1999.2.26改正	2000.10.31改正
形式	法人（外国人投資法第14条）	有限責任会社（実施細則18条）
業種	電子工業、自動化工業、機械製作工業、食品加工工業、被服加工工業、日用品工業、運輸及びサービスをはじめとする各部門（第3条）	中国の国民経済の発展に役立ち、顕著な経済的効果を得られるもの（実施細則第3条）
推奨業種	現代的な設備及び先端技術の投資、国際市場で競争力の高い製品の生産、生産製品の質を世界的水準に高める（施行規定第10条）	外国企業投資方向指導規定および外国企業投資産業指導目録で規定
制限業種	推奨業種ではないもの（施行規定第10条）	同上
禁止業種	国の安全及び社会の利益に支障となる対象、人民の健康保護、国土、資源に被害を与えるおそれ、設備及び生産工程が経済技術的に立ち後れている、生産製品の需要がない、業種及び経営方法が人民の健全な思想感情及び生活気風にそぐわず、又は否定的影響を及ぼすおそれのある場合（施行規則第11条）	同上
審査承認	中央貿易指導機関（第19条）	対外貿易主管部門又は国務院が権限を与えた機関（第6条）
外国当事者の出資比率	100%	同左
出資	貨幣、現物、ノー・ハウ、工業所有権等（施行規則第32条）	交換可能通貨、機械設備、工業所有権及びノウハウ等（実施細則第25条）
北朝鮮側当事者	-	-
経営機関	-	-
存続期間	企業創設承認文書で定める（施行規則第70条）	外国投資家の申請に基づいた審査・認可機関の認可による（第20条）
期限満了時の財産分配	清算後、外国送金可能（外国人投資法第20条）ただし、準拠法令である外貨管理法施行規定の最新版が確認できず	清算後、外国送金可能（第19条）
利益分配	-	-
租税関係	企業所得税	企業所得税
設立できる地域	羅先経済貿易地帯	全国
優待対象	（優待対象でしか設立を許可されないため、自動的に優待される）	華僑、香港マカオ同胞、台湾同胞
優待内容	輸出入物資に対する関税免除、税金の減免、低税率（外国人投資法第9条）	同左
紛争解決	協議、朝鮮民主主義人民共和国が定めた仲裁又は裁判手続（第31条）	規定なし、但し行政訴訟法、国家賠償法など関連法規多数あり

【出所】条文を参考に筆者が作成

<sup>10</sup> 拙稿「平壤国際経済技術・インフラ展覧会および平壤視察」『ERINA REPORT』第49号（2002.12）75頁に委託加工を行った工場を訪れた時のコメントを掲載してあるので、ご一読いただきたい。

<sup>11</sup> 合作法の規定ではこれだけが規定されていない。

<sup>12</sup> ただし、北朝鮮も新義州特別行政区や2002年10月に設置された金剛山観光地区でのソフトウェア産業の誘致など、外国人投資法や合併、合作、外国人企業といった枠組み以外で、特に韓国との関連において、資本の導入を進めている。

に対して、北朝鮮では外国人企業が法的救済を得られる道は不透明であり、国家機関の不当な行為に対抗する手段も、申訴<sup>13</sup>があるのみである。

#### おわりに - 北朝鮮と中国の対外経済関係法の違いと北朝鮮の進む道 -

これまで見てきたように、北朝鮮と中国の対外経済関係法には、様々な違いがあるものの、投資類型が共通であるほか、規定されている内容には類似点がかかなり大きいこと

が明らかになった。しかし、海外直接投資を取り巻く法的環境は、北朝鮮と中国では大きく異なり、中国では周辺分野での立法が多く行われているのに対して、北朝鮮では規定のないまたは公開されていない部分が多い。中国の対外経済開放のスケールは大変大きく、北朝鮮の現状とは隔たりがあるのは事実であるが、今後、北朝鮮が外国からの資本導入を真剣に誘致したいのであれば、これまで公開されてこなかった法規を公表し、外国側当事者に法的リスクが算定できる状況を作ることが重要である。

<sup>13</sup> 申訴が何であるのかについては、拙稿「朝鮮民主主義人民共和国の対外経済関係法の現状(2)」『ERINA REPORT』第49号41頁の脚注13番を参照されたい。

## *Recent Amendments to Foreign Investment Related Laws in the DPRK (3) (Summary)*

Mitsuhiro Mimura

Researcher, Research Division, ERINA

The Democratic People's Republic of Korea (hereafter the DPRK) revised its major foreign investment related laws on February 26, 1999. Amendments were made to the Law of the DPRK on Equity Joint Ventures, the Law of the DPRK on Contractual Joint Ventures and the Law of the DPRK on Wholly Foreign-Owned Enterprises, all of which regulate modes of foreign direct investment (FDI) in the DPRK. On March 11, 2000, Implementation Regulations for the Law on Equity Joint Ventures and Implementation Regulations for the Law on Contractual Joint Ventures were amended. The Regulations for the Implementation of the DPRK Law on Wholly Foreign-Owned Enterprises were also modified on October 27, 2000.

This article will focus on a comparison of modes of investment in the DPRK and China. Both have the same modes of foreign direct investment: equity joint ventures, contractual joint ventures and wholly foreign-owned enterprises. This is mainly because the DPRK referred to Chinese laws during the process of formulating its own legislation. Whilst it has similar laws to the DPRK, the condition of foreign direct investment in China is far more advanced than in the DPRK.

China has already enacted most of the laws required for regulating the society. Almost all laws and regulations in China are open to public scrutiny and case law is increasingly available. In contrast, in the DPRK, laws are very inaccessible to the people. During the 1990s, much legislation was enacted, but there are many laws and regulations that are not open, while case law is almost entirely hidden from the public.

Although there are many differences in the

background of the laws in the DPRK and China, there are many common points between the laws and regulations that regulate the three modes of FDI. In both the DPRK and China, the laws regulating modes of FDI are simple, while the implementing regulations for these laws are long and complicated. It should however be noted that the regulations are not actually laws, just regulations established by administrative organs.

Equity joint ventures are the longest-established mode of FDI in both countries. In China, where the market is comparatively open to foreign investors, they have a long list of the industries in which foreign investment is recommended, restricted or prohibited. The DPRK simply regulates the same thing in the laws of equity joint ventures and relevant practical regulations.

Contractual joint ventures are a comparatively new mode of FDI, having begun in the DPRK in 1992 and in China in 1988. In the DPRK, a contractual joint venture enterprise must be a corporate body, whereas this is not compulsory in China.

The DPRK has very strict regulations governing wholly foreign-owned enterprises. It is only permitted to found this kind of enterprise in the Rason Economic Trade Zone, whereas they can be established anywhere in China as long as they meet the relevant requirements.

As stated above, China's open-door policy is in full bloom while that of the DPRK is still in bud. To turn this bud into a beautiful blossom, it is recommended that the DPRK establish a legal environment in which foreign investors can estimate the legal risks they may incur.

## 資料（筆者による翻訳）

## 1. 合弁法施行規定

旧条	旧条文	新条	新条文
	<b>第一章 一般規定</b>		<b>第一章 一般規定</b>
1	本規定は、『朝鮮民主主義人民共和国合弁法』に従い、合弁事業において制度と秩序を確立し、世界各国との経済技術協力と交流を拡大発展させるために制定する。	1	本規定は、『朝鮮民主主義人民共和国合弁法』に従い、合弁事業において制度と秩序を確立し、世界各国との経済技術協力と交流を拡大発展させるために制定する。
2	機関、企業所、団体及び外国の法人、個人、共和国領域外に居住する朝鮮同胞は、共和国領域内に合弁企業を創設することができる。 合弁企業は、機関、企業所、団体（以下、共和国投資家とする。）及び外国の法人、個人、共和国領域外に居住する朝鮮同胞（以下、外国投資家とする。）が共同で投資し、創設し、共同で運営し、出資分に従い利潤を分配する企業である。	2	共和国の機関、企業所、団体（以下、共和国側投資家とする。）は外国の法人、個人及び海外朝鮮同胞（以下、外国側投資家とする。）と企業を合弁することができる。 合弁企業は、羅先経済貿易地帯（以下、地帯とする。）で創設し運営することを基本とする。 必要な場合には、地帯外の共和国領域内で合弁企業を創設することもできる。
3	合弁企業は、当事者が出資した財産に対する所有権を有し、独自に企業活動を行い、企業債務に対して自己の所有財産の範囲内で責任を負う。 合弁当事者は、合弁企業の債務に対して、自己の出資額の範囲内でのみ責任を負う。	3	合弁企業は、共和国側投資家及び外国側投資家が共同で投資して創設し、共同で運営し、出資分に従い利潤を分配する企業である。 合弁企業は投資当事者が出資した財産に対する所有権を持ち、独自に経営活動を行い、企業の債務に対しては自己の所有財産の範囲内で責任を負う。
4	合弁企業の財産は国有化又は収用せず、合弁企業と合弁当事者の合法的権利と利益は、国家の法的保護を受ける。 合弁企業と合弁当事者は、共和国の法及び規定を尊重し、徹底して守らなければならない。	4	合弁企業の財産は国有化又は収用せず、合弁企業と合弁当事者の合法的権利と利益は、国家の法的保護を受ける。 合弁企業の労働力と財産はやむを得ない場合を除き、他の仕事に動員しない。 合弁企業と合弁当事者は、共和国の法及び規定を尊重し、徹底して守らなければならない。
5	合弁事業に対する統一的な掌握及び指導は、政務院対外経済機関が行う。 自由経済貿易地帯の市行政経済委員会（以下、地帯当局とする。）は、自由経済貿易地帯（以下、地帯とする。）内にある合弁企業と関連した事業を掌握指導する。	5	合弁事業に対する統一的な掌握及び指導は、貿易省（以下、中央貿易指導機関とする）が行う。
6	合弁企業のすべての文書は、朝鮮語で作成しなければならない。 合弁当事者が合意して外国語で作成する場合には、朝鮮語による翻訳文を添付しなければならない。	6	合弁企業の文書は、朝鮮語で作成しなければならない。 合弁当事者が合意して外国語で作成する場合には、朝鮮語による翻訳文を添付しなければならない。
7	共和国領域内での合弁企業の創設と運営は、本規定に従い行う。 本規定に規定されない事項は、共和国の当該法と規定に準じる。	7	共和国領域内での合弁企業の創設と運営は、本規定に従い行わなければならない。 本規定に規定されない事項は、共和国の当該法と規定に準じる。
	<b>第二章 合弁企業の創設</b>		<b>第二章 合弁企業の創設</b>
8	合弁は、科学技術部門と電子、自動化、機械製作、金属、採取、動力、建材、製薬、化学工業、建設、運輸、金融、観光、サービス部門をはじめとする諸部門に組織することができる。	8	合弁は、科学技術部門と電子、自動化、機械製作、金属、採取、動力、建材、製薬、化学工業、建設、運輸、金融部門をはじめとする、諸部門に組織することができる。
9	先端技術をはじめとする現代的技術を受け入れる対象、国際市場で競争力が高い製品を生産する対象、科学研究及び技術開発対象、資源開発及びインフラ建設対象に対する合弁は、奨励する。	9	先端技術等の現代的技術を受け入れる対象、国際市場で競争力が高い製品を生産する対象、科学研究及び技術開発対象、地下資源開発及びインフラ建設対象に対する合弁は、奨励する。
10	奨励する対象の合弁企業、共和国領域外に居住している共和国国籍を有する朝鮮同胞と行う合弁企業、一定の地域に創設された合弁企業は、共和国の当該法規範に従い、税金の減免、有利な土地利用条件の提供等の優待を受けることができる。	10	奨励する対象の合弁企業、共和国国籍を有する海外朝鮮同胞と行う合弁企業、地域等の特殊経済地帯に創設し運営される合弁企業は、共和国の当該法規範に従い、税金の減免、有利な土地利用条件の提供等の優待を受けることができる。
11	国家が別途に定めた部門の対象、国の安全と社会共同の利益を阻害する対象に対する合弁は、禁止する。	11	国家が別途に定めた部門の対象、国の安全と社会共同の利益を阻害する対象に対する合弁は、禁止する。
12	環境保護基準を超過する対象、設備と生産工程が経済技術的に立ち遅れた対象、共和国の資源を加工しないでそのまま輸出する対象、経済的効果が少ない対象に対しては、合弁企業の創設を制限する。	12	環境保護基準を超過する対象、設備と生産工程が経済技術的に立ち遅れた対象、共和国の資源を加工しないでそのまま輸出する対象、経済的効果が少ない対象に対しては、合弁企業の創設を制限する。
13	合弁企業を創設しようとする共和国投資家は、外国投資家と合弁契約書草案を作成し、関係機関の意見を受け入れなければならない。	13	合弁企業を創設しようとする場合、共和国側投資家は、外国側投資家と共に合弁契約書文書、企業の定款及び経済技術見積文書の草案を作成しなければならない。
14	共和国投資家は、外国投資家と合弁契約を締結した後、合弁企業の定款と経済技術見積書を作成しなければならない。		
15	合弁契約書には、次の各号に掲げる内容が含まなければならない。 1. 企業名、所在地 2. 契約当事者の氏名、所在地 3. 企業の組織目的、業種及び経営範囲並びに規模及び存続期間 4. 総投資額、登録資本及び出資分並びに出資額、出資明細、出資期間及び出資分の譲渡 5. 理事会の組織及び運営 6. 経営管理機構の定員、職能、従業員数（そのうち外国人数）及び労働力管理 7. 職業同盟組織 8. 生産物の処理、設備、原料、資材の購入、技術移転 9. 財政簿記及び外貨管理 10. 決算、利潤分配並びに基金の創設及び利用 11. 解散及び清算 12. 契約違反に対する責任及び免除並びに紛争解決 13. 契約内容の修正、補充及び取消並びに保険、不可抗力事由、準拠法 14. 契約の効力 15. その他必要な内容	14	合弁契約書には、次の各号に掲げる内容が含まなければならない。 1. 企業の名称、所在地 2. 契約当事者名、所在地 3. 企業の組織目的、業種及び存続期間 4. 総投資額、登録資本、出資分及び出資額、出資分の譲渡 5. 契約当事者の権利及び義務 6. 経営管理機構及び労働力管理 7. 技術移転 8. 基金の形成及び利用並びに決算及び分配 9. 契約違反に対する責任及び免除条件並びに紛争解決 10. 契約内容の修正、補充及び取消並びに保険、準拠法 11. 解散及び清算 12. 契約の効力 13. その他必要な内容

旧条	旧条文	新条	新条文
16	<p>定款には、次の各号に掲げる内容が含まれなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 企業名、所在地</li> <li>2. 合併当事者の氏名、所在地</li> <li>3. 企業の組織目的、業種、生産品種及び規模、存続期間</li> <li>4. 総投資額、登録資本、出資分、出資内容、出資期間、出資分の譲渡</li> <li>5. 理事会の構成及び任務、理事会の運営方式、通知方法、企業の法定代表</li> <li>6. 経営管理機構並びに管理成員及びその任務</li> <li>7. 財政簿記、労働力管理</li> <li>8. 決算及び分配並びに基金</li> <li>9. 解散及び清算</li> <li>10. その他必要な内容</li> </ol>	15	<p>定款には、次の各号に掲げる内容が含まれなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 企業の名称、所在地</li> <li>2. 出資者名、所在地</li> <li>3. 企業の組織目的、業種、経営活動範囲、規模、存続期間</li> <li>4. 総投資額、投資段階及び期間、登録資本、出資分、出資免除、出資期間、出資分の譲渡</li> <li>5. 理事会の構成及び任務、理事会の運営方式、通知方法、企業の最高決議機関代表者</li> <li>6. 経営管理機構並びに管理成員及びその任務、企業の責任者（そのうち外国人の数）</li> <li>7. 計画及び清算（営業を含む）組織、生産物処理、設備、原料、資材の購入</li> <li>8. 職業同盟組織の活動条件</li> <li>9. 財政簿記、労働力管理</li> <li>10. 決算及び分配、基金の形成及び利用</li> <li>11. 解散及び清算</li> <li>12. 定款の修正補充</li> <li>13. その他必要な内容</li> </ol>
17	<p>経済技術見積書には、投資関係、建設と関連した資料、生産及び生産物処理と関連した資料、労働力、原料、資材、資金、動力、用水の需要量とその保障対策、段階別収益性見積資料、技術的分析資料、環境保護、労働安全及び衛生と関連した資料、その他必要な内容を明らかにしなければならない。</p>	16	<p>経済技術見積書には、投資関係、建設と関連した資料、生産及び生産物処理と関連した資料、労働力、原料、資材、資金、動力、用水の需要量とその保障対策、段階別収益性見積資料、技術的分析資料、環境保護、労働安全及び衛生と関連した資料、その他必要な資料が含まれなければならない。</p>
18	<p>合併企業創設に対する審査承認は、政務院対外経済機関又は地帯当局（以下、政務院対外経済機関、地帯当局を企業創設審査承認機関とする。）が行う。</p> <p>政務院対外経済機関は、地帯外に創設される合併企業と地帯内の総投資額2,000万ウォン以上となるインフラ建設対象、インフラ建設対象外の対象の中で総投資額1,000万ウォン以上となる合併対象を審査承認する。</p> <p>地帯当局は、地帯内において総投資額2,000万ウォンまでのインフラ建設対象とインフラ建設対象外の対象の中で1,000万ウォンまでの対象を審査承認する。</p>		19条参照
19	<p>共和国投資家は、外国投資家と合併契約を締結した後、合併企業創設申請書を企業創設審査承認機関に提出しなければならない。</p> <p>合併企業創設申請書には、次の内容を明らかにし、合併企業の定款、合併契約書、経済技術見積書、合併当事者の取引銀行信用確認資料等の文書を添付しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 企業名、所在地</li> <li>2. 合併当事者の氏名、所在地</li> <li>3. 創設目的及び有益性</li> <li>4. 総投資額、登録資本、出資分及び出資額、出資及び投資の段階及び期間</li> <li>5. 契約日、企業の存続期間、操業予定日</li> <li>6. 業種、経営範囲</li> <li>7. 生産能力及び生産製品の輸出比率</li> <li>8. 敷地面積及び位置</li> <li>9. 年間予定利潤及び分配</li> <li>10. 管理機構定員及び従業員数（そのうち外国人数）</li> <li>11. その他必要な内容</li> </ol>		21条参照
20	<p>地帯当局は、政務院対外経済機関の審議対象に属する企業創設申請書を受理した日から10日以内に検討し、意見を付し、政務院対外経済機関に送付しなければならない。</p>		22条参照
21	<p>企業創設審査承認機関は、合併企業創設申請書の内容を明らかにした合意依頼書を関係機関に送付し、合意しなければならない。</p> <p>関係機関と合意する内容は、次の各号に掲げる通りである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 計画機関とは総投資額、現物投資、生産及び生産物処理、所要条件並びに段階別収益性見積資料</li> <li>2. 財政機関とは総投資額、現物及び現金投資額、資金源並びに段階別収益性見積資料</li> <li>3. 科学技術行政機関とは現物及び技術投資の技術分析資料</li> <li>4. 建設監督機関及び国土管理機関とは建設及び土地と関連した資料</li> <li>5. 環境保護機関とは環境保護と関連した資料</li> </ol>	17	<p>共和国側投資家は、合併企業創設申請書の内容を明らかにした合意依頼文書を当該関係機関に送付し、合意しなければならない。</p> <p>関係機関と合意すべき内容は次の各号に掲げるとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国家計画機関とは、総投資額及び出資する現物財産名、労働力、資材、原料、動力、用水の保障条件、清算及び生産物処理、段階別収益性見積資料</li> <li>2. 中央財政機関とは、総投資額、現物及び現金出資額、資金源泉、段階別収益性見積資料</li> <li>3. 中央科学機関とは、現物及び技術投資の技術分析、技術移転と関連した資料</li> <li>4. その他関係機関との該当する資料</li> </ol>
22	<p>合意依頼書を受け取った機関は、それを15日以内に検討し、意見を明らかにした合意書を企業創設審査承認機関に送付しなければならない。この期間内に該当する合意書を送付しない場合には、合意したものと認定する。</p>	18	<p>合意依頼文書を受け取った当該機関は、その文書を15日以内に検討し、意見を明らかにした合意文書を依頼者に送付しなければならない。</p> <p>中央貿易指導機関は、当該機関から合意結果を直接に通知を受けることもできる。</p>
		19	<p>合併企業創設に対する審査承認は中央貿易指導機関が行う。</p>
		20	<p>共和国側投資家は、外国側投資家と合併契約を締結した後、合併企業創設申請書を中央貿易指導機関に提出しなければならない。</p> <p>地帯外の機関、企業所が、地帯内の合併企業を創設する場合には、羅先市人民委員会（以下、地帯管理機関とする。）の意見を受けた後、合併企業創設申請書を中央貿易指導機関に提出しなければならない。</p>

旧条	旧条文	新条	新条文
	19条参照	21	<p>合併企業創設申請文書には、以下の各号に掲げる内容を明らかにしなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 企業の名称、所在地</li> <li>2. 契約当事者名、所在地</li> <li>3. 創設目的及び有益性</li> <li>4. 総投資額、投資段階及び機関、登録資本、出資分及び出資額、出資期間</li> <li>5. 契約日、企業の存続期間、操業予定日</li> <li>6. 業種、経営活動範囲</li> <li>7. 口座を開設する銀行</li> <li>8. 生産能力及び生産する製品の輸出比率</li> <li>9. 敷地面積及び位置</li> <li>10. 年間予定利潤及び分配</li> <li>11. 管理機構及び従業員数（そのうち外国人数）</li> <li>12. その他必要な内容</li> </ol> <p>合併企業創設申請文書には合併契約文書、企業の定款、経済技術見積文書、当該機関の合意文書、合併当事者の取引銀行信用確認資料等の文書を添付しなければならない。</p>
	20条参照	21	<p>地帯管理機関は、地帯内にある共和国側投資家の企業創設申請文書を受領した日から10日以内に検討した後、意見を付して中央貿易指導機関に提出しなければならない。</p>
23	<p>企業創設審査承認機関は、合併企業創設申請書を受領した日から50日以内に審議し、企業創設を承認又は否決する決定を行い、申請者に合併企業創設承認書又は否決通知書を送付しなければならない。</p> <p>合併企業創設承認書には、企業名及び所在地、合併当事者の氏名、総投資額及び登録資本、当事者の出資分及び出資額、出資期間、企業の存続期間、操業予定日、業種及び経営範囲、管理機構及び従業員数（そのうち外国人数）、その他必要な内容を明らかにし、否決通知書には否決根拠、勧告する内容を明らかにしなければならない。</p>	23	<p>中央貿易指導機関は、合併企業創設申請書を受領した日から50日以内に審議し、企業創設を承認又は否決する決定を行った後、申請者に合併企業創設承認書又は否決通知書を送付しなければならない。</p> <p>合併企業創設承認書には、企業名及び所在地、合併当事者名、総投資額及び登録資本、合併当事者の出資分及び出資額、出資期間、企業の存続期間、操業予定日、業種及び経営範囲、口座を開設する銀行、管理機構及び従業員数（そのうち外国人数）、その他必要な内容を明らかにしなければならない。</p> <p>否決通知書には否決根拠、勧告する内容を明らかにしなければならない。</p>
		24	<p>合併当事者は、合併企業創設申請が承認された場合、当該法規に従い、企業創設承認文書に指摘された名称通りに、企業の公印を作成し、登録し、取引する当該銀行に口座を開設しなければならない。</p>
24	<p>合併当事者は、合併企業創設承認書を受け取った日から30日以内に、企業所在地の道行政経済委員会又は地帯当局（以下、企業登録機関とする。）に企業を登録しなければならない。</p>	25	<p>合併当事者は、合併企業創設が承認された日から30日以内に、当該道人民委員会（地帯内では地帯管理機関）に合併企業登録申請文書を提出した後、企業登録証の発給を受けなければならない。</p> <p>合併企業を登録した日は、合併企業の創設日となり、この日から合併企業は共和国の法人となる。</p>
25	<p>企業を登録しようとする場合には、企業登録申請書を提出しなければならない。</p> <p>企業登録申請書には、次の各号に掲げる内容を明らかにし、企業創設承認書写本、企業の定款、企業の印章（サイン）等の文書を添付しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 企業名、所在地</li> <li>2. 合併当事者の氏名及び所在地、出資分及び出資額、出資期間</li> <li>3. 企業の法定代表及び企業責任者の氏名、住所</li> <li>4. 総投資額及び登録資本並びに投資期間</li> <li>5. 存続期間及び操業予定日</li> <li>6. 経営活動内容及び範囲</li> <li>7. その他必要な内容</li> </ol>		
26	<p>企業登録機関は、企業を登録した後、企業登録証を発給しなければならない。</p> <p>企業登録証を発給した日が合併企業の創設日となり、この日から共和国の法人となる。</p>		
27	<p>合併企業は、企業を登録した日から20日以内に、当該財政機関（以下、税務機関とする。）に税務登録を行わなければならない。</p>	26	<p>合併企業は、企業を登録した日から20日以内に、当該税務機関に税務登録を行わなければならない。</p> <p>税務期間は税務登録を行なった後、税務登録証を発給しなければならない。</p>
28	<p>税務機関は、税務登録を行なった後、税務登録証を発給しなければならない。</p>		
29	<p>合併企業は、企業を登録した日から20日以内に、当該税関に税関登録を行わなければならない。</p>	27	<p>合併企業は、企業を登録した日から20日以内に、当該税関に税関登録を行わなければならない。</p>
30	<p>合併企業は、共和国領域内又は外国に支社を設けることができる。</p> <p>共和国領域内に支社を設けようとする場合には支社設立申請書を企業創設審査承認機関に、外国に支社を設けようとする場合には支社設立申請書を政務院対外経済機関に、各々提出し、合意を得なければならない。</p> <p>支社設立申請書には、支社の設立根拠、活動内審、機構、設立しようとする場所等を明らかにし、支社の居住承認文書又は企業創設承認書写本を添付しなければならない。</p> <p>共和国領域内に設立された合併企業の支社は、共和国の法人とならない。</p>	28	<p>合併企業は、共和国領域内又は外国に支社、代理店、出張所（以下、支社とする。）等を設けることができる。</p> <p>支社を設けようとする場合には支社設立申請文書を中央貿易指導機関に、提出し、審査承認を受けなければならない。</p> <p>支社設立申請書には、支社の設立根拠、活動内審、機構、設立しようとする場所等を明らかにし、企業創設承認書写本を添付しなければならない。</p>
<b>第三章 出資</b>		<b>第三章 出資</b>	
		29	<p>合併当事者は、中央貿易指導機関が承認した合併契約文書に従い、出資しなければならない。</p>
31	<p>合併企業に出資する割合は、合併当事者が合意して定める。</p> <p>出資は、貨幣財産、現物財産と財産権、ノー・ハウ等で行うことができる。</p> <p>財産権には、工業所有権、著作所有権、土地利用権等が含まれる。</p>	30	<p>出資は、貨幣財産、現物財産と財産権、ノー・ハウ等で行うことができる。</p> <p>財産権には、工業所有権、著作所有権、土地利用権等が含まれる。</p>
32	<p>朝鮮ウォンと原料、資材の出資は、企業を操業した後、一回転分の流通及び生産に使用することができる範囲で行うことができる。</p>		



旧条	旧条文	新条	新条文
33	<p>現物財産（土地は除外）の出資は、次の条件に適合しなければならない。            合弁企業の生産に必須的で不可分離的なものでなければならず、共和国領域内にないもの又は共和国領域内で生産しても、質的及び量的需要を充足させることができないものでなければならぬ。            出資する現物財産の価格は、国際市場価格より高くしてはならない。</p>	31	<p>外国投資家が出資する現物財産は、投資家の所有するものであるとともに、合弁企業の生産に必須的で不可分離的なものでなければならず、共和国領域内にないもの又は共和国領域内で生産しても、質的及び量的需要を充足させることができないものでなければならぬ。</p>
34	<p>現物財産で出資する場合には、現物財産名、規格、単位、数量、用途、総額、生産工場及び会社名、現物財産を輸入してくる国名、その他必要な内容を明らかにした明細書及び計算書、対外商品検査文書、該当する商品カタログがなければならない。</p>	33	<p>現物財産で出資する場合には、現物財産名、規格、単位、数量、用途、単価、総額、生産工場及び会社名、現物財産を輸入してくる国名、その他必要な内容を明らかにした明細書及び計算書、対外商品検査文書等がなければならない。</p>
35	<p>不動産で出資する場合には、当該不動産の面積、用途、価格、不動産権の有効期間等を明らかにした説明書と図面、技術資料、評価価格の計算資料、当該所有権又は利用権の証書がなければならない。            共和国投資家が不動産を出資する場合には、関係機関から当該不動産の所有権又は利用権の移管を受けなければならない。</p>	34	<p>不動産で出資する場合には、当該不動産の面積、用途、価格、不動産権の有効期間等を明らかにした説明書と図面、技術資料、評価価格の計算資料、当該所有権又は利用権の証書がなければならない。</p>
36	<p>工業所有権、著作権、ノー・ハウで出資する場合には、次の各号の要求条件から一種類以上の要求条件に適合しなければならない。            1. 新しい製品又は輸出製品を生産することができなければならない。            2. 製品の質及び生産性を高めることができなければならない。            3. 原料、労働力、動力を大幅に節約し、又は共和国の資源を充分に利用することができなければならない。            4. 労働安全を保障し、健康に有害でない生産工程でなければならない。            5. 経済組織事業及び経営管理を改善することができなければならない。</p>	32	<p>工業所有権、ノー・ハウ（以下、工業所有権、ノー・ハウを技術とする）、著作権の出資は、次の各号の一に該当する要求条件に適合しなければならない。            1. 新しい製品又は輸出製品を生産することができなければならない。            2. 製品の質及び生産性を高めることができなければならない。            3. 原料、労働力、動力を大幅に節約し、又は共和国の資源を充分に利用することができなければならない。            4. 労働安全を保障し、環境を保護することができるものでなければならない。            5. 経済的事業及び経営管理を改善することができなければならない。</p>
37	<p>工業所有権、著作権、ノー・ハウで出資する場合には、工業所有権、著作権、ノー・ハウの名称、所有者名、実用価値、有効期間（ノー・ハウの有効期間は除外）等を明らかにした説明書及び技術文書、図面、操作指導書等の技術資料、評価価格の計算根拠等がなければならない。</p>	35	<p>技術及び知的所有権で出資する場合には、技術、知的所有権の名称、所有者名、実用価値、有効期間（ノー・ハウの有効期間は除く）等を明らかにした説明書及び技術文書、図面、操作指導書等の技術資料、評価価格の計算根拠等がなければならない。            技術、知的所有権の出資比率は、総投資額の20%を超えないことを原則とする。</p>
38	<p>出資は、次の各号に掲げる通りに行なった場合に認められる。            1. 貨幣財産は、該当する金額を外貨管理機関と合意した銀行の企業口座に入れた場合            2. 不動産は、財産登録機関に不動産の所有権又は利用権の移転手続を終了した場合            3. 不動産以外の現物財産は、所有権又は利用権の移転手続を終了し、企業の敷地内に移転した場合            4. 財産権は、当該所有権証書を企業の管轄に移した場合</p>	36	<p>出資は、次の各号に掲げる通りに行なった場合に認める。            1. 貨幣財産は、該当する金額を取引銀行の企業口座に入れた場合            2. 不動産は、その所有権又は利用権を企業に移転する手続を終了した後、当該財産登録機関に不動産を登録した場合            3. 不動産以外の現物財産は、所有権又は利用権の移転手続を終了した後、企業の構内に移転した場合            4. 財産権は、当該所有権証書を企業に移転する手続が終了した場合</p>
39	<p>出資する現物財産及び財産権、ノー・ハウの価格は、国際市場価格に準じて、合弁当事者が合意して定める。            出資する財産の価額は、朝鮮ウォンで計算する。            外貨で出資する場合には、支払当日に貿易銀行が発表した換算率に従い、朝鮮ウォンで計算する。            出資する当時、出資財産の価格が合弁契約又は定款に定めた出資義務額より少ない場合には、出資者がその差額だけさらに補充して出資しなければならない。            工業所有権、著作権、ノー・ハウの出資総額は、総出資額の20%を超えないことを原則とする。</p>	37	<p>出資する現物財産及び財産権、ノー・ハウの価格は、国際市場価格に準じて、合弁当事者が合意して定める。            出資する財産の価額は、朝鮮ウォンで計算する。            外貨で出資する場合には、支払当日に貿易銀行が発表した換算率に従い、朝鮮ウォンで計算する。</p>
		38	<p>出資する当時、出資財産の価格が合弁契約又は定款に定めた出資義務額より少ない場合には、出資者がその差額だけさらに補充して出資しなければならない。</p>
40	<p>合弁当事者は、出資を一度に又は数度に分けて行うことができる。            出資を一度に行う場合には、企業登録証の発給を受けた日から6カ月以内に行なわなければならない。            出資を数度に分けて行う場合には、最初の出資は、企業登録証の発給を受けた日から90日以内に、出資額の15%を行なわなければならない。その他の出資は、企業創設申請書に定められた期間内に行なわなければならない。</p>	39	<p>合弁当事者は、出資を企業創設承認文書に定められた期間内に行なわなければならない。</p>
41	<p>合弁当事者は、やむを得ない事情で出資期間を延長しようとする場合、定められた出資期間が終了する1カ月前に、企業創設審査承認機関に出資期間延長申請書を提出し、許可を受けなければならない。            出資期間延長申請書には、当事者の氏名、住所、出資金額、出資期間、延長期間、延長根拠を明らかにし、相手方合弁当事者の同意書を添付しなければならない。            出資期間は数回延長することができるが、総延長期間は12カ月を超えることができない。</p>	40	<p>合弁当事者は、やむを得ない事情で出資期間を延長しようとする場合、定められた出資期間が終了する1カ月前に、中央貿易指導機関に出資期間延長申請書を提出し、承認を受けなければならない。            出資期間延長申請書には、合弁当事者名、住所、出資金額、出資期間、延長期間、延長根拠を明らかにし、相手方合弁当事者の同意書を添付しなければならない。            出資期間は複数回延長することができるが、総延長期間は12カ月を超えることができない。</p>
42	<p>出資を定められた期間内に終了しなかった場合、企業創設承認書は効力を失う。この場合、合弁企業は企業創設承認書を企業創設審査承認機関に返還し、企業登録と税務登録、税関登録の取消手続を行なわなければならない。</p>	41	<p>中央貿易指導機関は、合弁当事者が正当な理由なく、定められた期間内にしなかった場合、企業創設承認を取消することができる。            企業創設承認を取り消した場合、中央貿易指導機関は企業登録期間、税務期間及び当該機関にその取消について通知しなければならない。</p>
43	<p>出資を定められた期間内に行なわず、損害を与えた場合には、相手方当事者に損害を補償しなければならない。</p>	42	<p>出資を定められた期間内に行なわず、損害を与えた場合には、相手方当事者に損害を補償しなければならない。</p>
44	<p>合弁企業は、出資者が出資を終了した場合、理事会において評価した後、出資確認文書を簿記検証事務所の検証を受けて企業創設審査承認機関に提出し、出資者に出資証書を発給しなければならない。            出資証書には、出資者の氏名、出資割合、出資金額、存続機関並びに企業登録日及び番号を明らかにしなければならない。</p>	43	<p>合弁企業は、出資者が段階別出資を終了した場合、理事会において評価した後、当該検証機関の検証を受けた投資確認文書を中央貿易指導機関に提出しなければならない。出資者には出資証書を発給しなければならない。            出資証書には、出資者名、出資割合、出資金額、企業の存続機関並びに企業登録日及び番号を明らかにしなければならない。</p>

旧条	旧条文	新条	新条文
45	<p>合併当事者は、その出資分の一部又は全部を第三者に譲渡（販売、贈与）又は相続させることができる。</p> <p>出資分の一部又は全部を譲渡する場合には、合併相手側の同意を得た後、理事会において討議決定し、企業創設審査承認機関の許可を受けなければならない。</p> <p>出資分を販売する場合、合併相手側は、同じ販売条件で先ず購入する権利を有する。</p>	44	<p>合併当事者は、その出資分の一部又は全部を第三者に譲渡（販売、贈与に限る）又は相続させることができる。</p> <p>出資分を譲渡する場合には、譲渡しようとする当該合併当事者が、相手側合併当事者の同意を得て、理事会に提起し、討議決定した後、中央貿易指導機関の承認を受けなければならない。</p> <p>出資分を販売する場合、同じ販売条件で相手側合併当事者が先ず購入する権利を有する。</p>
46	<p>合併企業の登録資本は、合併当事者が出資する金額の総額とし、総投資額と登録資本の比率は、以下の各号に掲げる通りしなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 総投資額300万ウォンまでは、総投資額の70%以上</li> <li>2. 総投資額300万1ウォンから600万ウォンまでは、総投資額の65%以上</li> <li>3. 総投資額600万1ウォンから2,000万ウォンまでは、総投資額の45%以上</li> <li>4. 総投資額2,000万1ウォンから6,000万ウォンまでは、総投資額の35%以上</li> <li>5. 総投資額6,000万1ウォン以上は、総投資額の30%以上</li> </ol> <p>総投資額と登録資本の比率は、企業創設審査承認機関の承認を得て別途に定めることもできる。</p> <p>総投資額は、合併企業を創設運営するのに必要な資金総額である。</p> <p>総投資額と登録資本の差額は、借入金で充当することができる。</p>	45	<p>総投資額は合併当事者が出資する金額の総額である。</p> <p>登録資本は、合併企業が中央貿易指導機関に登録した企業の自己資本であり、合併当事者が出資した金額の総額とする。</p> <p>総投資額と登録資本の比率は、以下の各号に掲げる通りしなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 総投資額300万ウォンまでは、総投資額の70%以上</li> <li>2. 総投資額300万1ウォンから600万ウォンまでは、総投資額の65%以上</li> <li>3. 総投資額600万1ウォンから2,000万ウォンまでは、総投資額の45%以上</li> <li>4. 総投資額2,000万1ウォンから6,000万ウォンまでは、総投資額の35%以上</li> <li>5. 総投資額6,000万1ウォン以上は、総投資額の30%以上</li> </ol> <p>総投資額と登録資本の比率は、中央貿易指導機関の承認を得て別途に定めることもできる。</p> <p>総投資額は、合併企業を創設運営するのに必要な資金総額である。</p> <p>総投資額と登録資本の差額は、借入金で充当することができる。</p>
47	<p>登録資本を増額することはできるが、減額することはできない。</p> <p>登録資本を増額しようとする場合には、理事会において決定した後、企業創設審査承認機関に登録資本増加申請書を提出し、合意を得なければならない。</p> <p>登録資本増加申請書には、増加額及びその源泉、保証条件、増加根拠を明らかにし、理事会の決定書を添付しなければならない。</p>		<p>登録資本を増額することはできるが、減額することはできない。</p> <p>登録資本を増額しようとする場合には、理事会において討議決定した後、中央貿易指導機関の承認を得なければならない。</p> <p>登録資本を増加した場合には、当該機関に登録資本の変更を登録しなければならない。</p>
48	<p>合併企業は、登録資本の増加申請書の合意を受けた後、企業登録機関に登録資本の変更を登録しなければならない。</p>		
<b>第四章 管理機構</b>		<b>第四章 管理機構</b>	
49	<p>合併企業には、理事で構成される理事会を置く。</p> <p>理事会は、合併企業の最高決議機関である。</p> <p>理事会には、理事長1名と副理事長1～2名を置く。</p> <p>副理事長と理事の数は、合併当事者が定款において定める。</p>	47	<p>合併企業には、理事で構成される理事会を置く。</p> <p>理事会は、合併企業の最高決議機関である。</p> <p>理事会には、理事長1名及び副理事長1～2名、その他必要な数の理事を置く。</p> <p>副理事長と理事の数は、合併当事者が定款において定める。</p>
50	<p>理事長と副理事長は理事会会議において選挙し、任期は4年とする。</p> <p>理事長は、合併企業の法定代表である。</p> <p>副理事長は、理事長の事業を補助し、理事長が欠員であったり、1カ月以上欠席の場合、理事長を代理し任務を遂行する。</p>	48	<p>理事長と副理事長は理事会会議において選挙し、任期は3年とすることを原則とする。</p> <p>必要な場合には、合併当事者が合意してその任期を異なって定めることができる。</p> <p>理事長は合併企業の最高決議機関の代表者である。</p> <p>副理事長は、理事長の事業を補助し、理事長が欠員である場合、理事長を代理する。</p>
51	<p>理事会は、定期会議と臨時会議を招集することができる。</p> <p>定期会議は年1回以上、臨時会議は必要とときごとに、各々招集することができる。</p> <p>臨時会議は、理事、財政検閲員、清算委員会の要求に従い行うことができる。</p>	49	<p>理事会は、定期会議と臨時会議を招集する。</p> <p>定期会議は年に1回以上、臨時会議は必要とときごとに、招集することができる。</p> <p>臨時会議は理事成員の3分の1の要求に従い行うことができる。</p>
52	<p>理事会の定期会議を招集しようとする場合には定期会議を行う30日前に、臨時会議を招集しようとする場合には臨時会議を行う15日前に、会議日、場所、案件を理事に書面で通知しなければならない。</p>	50	<p>理事会会議を招集しようとする場合には定期会議は30日前、臨時会議は15日前に、会議日、場所、案件を理事に書面で通知しなければならない。</p>
53	<p>理事会会議は、全理事の3分の2以上が参加して成立する。</p> <p>理事会は、定款を修正補充し、又は企業の発展対策、経営活動計画、決算及び分配、企業責任者及び副責任者、財政検閲員、財政責任者の任命及び解任、登録資本の増加、出資分の譲渡、業種の変更、存続期間の延長、解散、清算委員会の組織等の重要な問題を討議決定する。</p>	51	<p>理事会会議は、全理事の3分の2以上が参加して成立する。</p> <p>理事会は、定款を修正補充し、又は企業の発展対策、経営活動計画、決算及び分配、企業の責任者、副責任者、財政検閲員及び財政責任者の任命及び解任、登録資本の増加、出資分の譲渡、業種の変更、存続期間の延長、解散、清算委員会の組織等の重要な問題を討議決定する。</p>
54	<p>定款の修正補充、出資分の譲渡、業種及び登録資本の変更、存続期間の延長、企業解散に対する理事会の決定は、理事会会議に参加した理事の全員賛成で、この他の問題は過半数以上の賛成で、各々採択される。</p>	52	<p>定款の修正補充、出資分の譲渡、業種及び登録資本の変更、存続期間の延長、企業解散に対する理事会の決定は、理事会会議に参加した理事の全員賛成で、この他の問題は過半数以上の賛成で、採択される。</p>
55	<p>理事の決議権は、一人一票制とする。</p> <p>理事は、代理人を通して決議権を行使することができる。</p> <p>理事が代理人を通して決議権を行使しようとする場合には、理事長に通知し、代理権の範囲を明らかにした委任状を代理人に持参させなければならない。</p>	53	<p>理事は、代理人を通して決議権を行使することができる。</p> <p>代理権を行使しようとする場合には、理事長に通知し、代理権の範囲を明らかにした委任状を代理人に持参させなければならない。</p>
56	<p>理事会の決定は、挙手又は秘密投票もしくは書面の方法で行う。</p>	54	<p>理事会の決定は、挙手又は秘密投票若しくは書面の方法で行う。</p>
57	<p>理事会の会議録は、会議に参加した理事長、副理事長及び理事が署名した後、企業が解散された以後5年間保管する。</p>	55	<p>理事会の会議録は、会議に参加した理事長、副理事長及び理事が署名した後、企業が解散された以後5年間保管する。</p>
58	<p>合併企業には、経営管理機構を置く。</p> <p>経営管理機構には、企業の責任者、副責任者、財政簿記員及び必要な管理成員が含まれる。</p> <p>規模が大きい合併企業には、企業の責任者、副責任者、財政責任者等の成員による協議機構を置くことができる。</p> <p>企業の責任者、副責任者及び財政責任者並びに財政検閲員は、合併当事者が各々分けて担当する。</p>	56	<p>合併企業には、経営管理機構を置く。</p> <p>経営管理機構には、企業の責任者、副責任者、財政簿記員及びその他の必要な成員が含まれる。</p> <p>規模が大きい合併企業には、企業の責任者、副責任者、財政責任者等の成員による協議機構を置くことができる。</p> <p>企業の責任者、副責任者及び財政責任者並びに財政検閲員は、合併当事者が各々分けて担当することができる。</p>

旧条	旧条文	新条	新条文
59	<p>合併企業の経営代表権は企業責任者が行使し、企業責任者が欠員であったり、1か月以上空席の場合には、代理委任を受けた副責任者が行使する。 経営代表権の範囲は、理事会会議において定める。 合併企業の責任者は、定款、理事会の決定に従い企業を管理運営し、経営活動の結果に対して、理事会の前に責任を負う。 合併企業の責任者は理事会会員でない人もなることができるが、他の職務を兼任することができない。</p>	57	<p>合併企業責任者の事業範囲は、理事会で定める。 合併企業の責任者は、定款、理事会の決定に従い企業を管理運営し、経営活動結果に対して理事会の前に責任を負う。 合併企業の責任者は、理事会会員ではない人もなることができる。</p>
		58	<p>合併企業の経営管理成員は、他の機関又は企業の職務を兼任できない。 必要な場合には中央貿易指導機関の承認を得て、他の機関、企業所の成員が合併企業の経営管理成員となることもできる。</p>
60	<p>合併企業の経営管理成員は、他の企業に従事することができず、自己の誤りで企業に損害を与えた場合、その損害を補償する責任を負う。</p>	59	<p>合併企業の経営管理成員は、自己の誤りで企業に損害を与えた場合、その損害を補償する責任を負う。</p>
61	<p>経営規模が小さい合併企業には、財政検閲員を置き、経営規模が大きい合併企業には、財政検閲員で構成される財政検閲委員会を置くことができる。 財政検閲員の数は、理事会において定める。</p>	60	<p>経営規模が小さい合併企業には、財政検閲員を置き、経営規模が大きい合併企業には、財政検閲員で構成される財政検閲委員会を置くことができる。 財政検閲員の数は、理事会において定める。</p>
62	<p>財政検閲員の任期は、2年とする。 財政検閲員は再任することができ、経営管理成員は財政検閲員となることできない。</p>	61	<p>財政検閲員の任期は、2年とする。 財政検閲員は再任することができるが、企業の他の職務を兼任することはできない。 財政検閲員は自己の事業に対して、理事会の前に責任を負う。</p>
63	<p>財政検閲委員会又は経営管理成員は、合併企業の経営活動状況を日常的に検閲することができ、自己の任務を怠り企業に損害を与えた場合、該当する損害を補償する責任を負う。</p>	62	<p>財政検閲委員会又は経営管理成員は、合併企業の経営活動状況を日常的に検閲することができ、理事会に提出する財政簿記文書を検査し、報告文書を作成し、理事会に提出しなければならない。 財政検閲員は、理事会会議に参加し、発言することができ、自己の任務を怠り企業に損害を与えた場合、該当する損害を補償する責任を負う。</p>
<b>第五章 営業許可</b>		<b>第五章 営業許可</b>	
64	<p>合併企業は、企業創設承認書に指摘された操業予定日以内に操業しなければならない。 やむを得ない事情で操業予定日以内に操業することができない場合には、企業創設審査承認機関に操業期日延長申請書を提出し、操業期日延長の承認を受けなければならない。</p>		
65	<p>合併企業は、営業許可証書を有してはじめて営業活動を行うことができる。 営業許可証書は、合併企業創設承認書に明らかにした操業予定日以内に発給を受けなければならない。 営業許可証書の発給は、政務院対外経済機関又は地帯当局（以下、営業許可証書発給機関とする。）が行う。</p>	63	<p>合併企業は、営業許可証書を有してはじめて営業活動を行うことができる。</p>
		64	<p>営業許可は、中央貿易指導機関又は地帯管理機関（以下、営業許可機関とする。）が行う。</p>
		65	<p>営業許可証書は、合併企業創設承認文書に明らかにした操業予定日以内に発給を受けなければならない。 やむを得ない事情で営業許可を操業予定日以内に受けることができない場合には、中央貿易指導機関に操業期日延長申請書を提出し、操業期日延長の承認を受けなければならない。</p>
66	<p>営業許可証書は、次の各号に掲げる要求条件が備わってはじめて発給を受けることができる。 1. 建物を新設又は拡張する場合には、竣工検査に合格しなければならない。 2. 生産企業である場合には、試運転を行った後、試作品を生産しなければならない。 3. サービス部門では、当該設備及び施設を整え、物資を購入し、営業準備を終えなければならない。 4. その他、営業活動に必要な準備を終えなければならない。</p>	66	<p>営業許可証書は、次の各号に掲げる要求条件が備わってはじめて発給を受けることができる。 1. 建物を新設又は拡張する場合には、竣工検査に合格しなければならない。 2. 生産企業である場合には、試運転を行った後、試作品を生産しなければならない。 3. サービス部門では、当該設備及び施設を整え、物資を購入し、営業準備を終えなければならない。 4. 合併企業創設承認文書に指摘された投資を行わなければならない。 5. その他、営業活動に必要な準備を終えなければならない。</p>
67	<p>営業準備を終えた合併企業は、竣工検査機関、簿記検証事務所、生産工程及び施設物の安全性を確認する機関をはじめとする当該機関、企業所に検査及び確認依頼書を提出しなければならない。</p>	67	<p>営業準備を終えた合併企業は、竣工検査機関、簿記検証事務所、生産工程及び施設物の安全性を確認する機関をはじめとする当該機関、企業所に検査及び確認依頼書を提出しなければならない。</p>
68	<p>検査及び確認依頼書を受理した当該機関、企業所は、定められた期間内に、依頼対象を検査及び確認し、欠陥がある場合、それを是正させた後、該当する検査書又は確認書を発給しなければならない。</p>	68	<p>検査及び確認依頼書を受理した当該機関、企業所は、定められた期間内に、依頼対象を検査及び確認し、欠陥がある場合、それを是正させた後、該当する検査書又は確認書を発給しなければならない。</p>
69	<p>営業許可証書の発給を受けようとする場合には、営業許可申請書を営業許可証書発給機関に提出しなければならない。 営業許可申請書には、企業名、所在地、操業予定日、総投資額、登録資本、投資実績等を明らかにし、当該機関の投資確認書、竣工検査書又は確認書、試作品見本、生産工程及び施設物の安全性を確認する文書を添付しなければならない。</p>	69	<p>営業許可を受けようとする場合には、営業許可申請書を営業許可機関に提出しなければならない。 営業許可申請書には、企業名、所在地、操業予定日、総投資額、登録資本、投資実績、業種等の内容を明らかにし、企業登録証、当該機関の投資確認文書、竣工検査文書、生産工程及び施設物の安全性を確認する文書、環境影響評価文書、企業登録確認文書等の必要な文書、試作品見本等を添付しなければならない。</p>
70	<p>営業許可証書発給機関は、営業許可申請書を受理した日から15日以内に検討確認し、営業許可証書の発給又は否決を行わなければならない。</p>	70	<p>営業許可機関は、営業許可申請書を受理した日から15日以内に検討した後、営業許可証書を発給又は否決しなければならない。 合併企業は、営業許可証書を発給された場合、当該税務機関にそれについて通知しなければならない。 営業許可証書を発給した日は、合併企業の操業日となる。</p>
<b>第六章 経営活動</b>		<b>第六章 経営活動</b>	
71	<p>合併企業は、許可を受けた業種の範囲内で経営活動を行わなければならない。 業種を増やし、又は変更しようとする場合には、企業創設審査承認機関に業種変更申請書を提出し、承認を受けなければならない。 業種変更申請書には、企業名、所在地並びに業種変更内容及び根拠を明らかにし、経済技術見積書及び理事会の決定書を添付しなければならない。</p>	71	<p>合併企業は、許可を受けた業種の範囲内で経営活動を行わなければならない。 業種を増やし、又は変更しようとする場合には、中央貿易指導機関に業種変更申請書を提出し、承認を受けなければならない。 業種変更申請書には、企業名、所在地並びに業種変更内容及び根拠を明らかにし、経済技術見積書及び理事会の決定書等を添付しなければならない。</p>

旧条	旧条文	新条	新条文
72	企業創設審査承認機関は、業種変更申請書を受理した日から30日以内に、関係機関と協議した後、それを審議し、申請者に承認又は否決を通知しなければならない。	72	中央貿易指導機関は、業種変更申請書を受理した日から30日以内に、それを審議した後、承認又は否決する通知を申請者及び関係機関に行わなければならない。
73	合併企業は、業種変更承認通知を受け取った日から5日以内に、企業登録機関に業種変更承認通知書を提出し、業種変更登録を行い、企業登録証書に変更事項を登録しなければならない。 この場合、営業許可証書の再発給を受けなければならない。	73	合併企業は、業種変更承認通知を受け取った日から5日以内に、営業許可証書の再発給を受けなければならない。
<b>第六章 経営活動</b>			
		74	合併企業は、理事会で討議決定した計画を中央貿易指導機関（地帯内では地帯管理機関）に登録した後、実行しなければならない。
74	合併企業は、経営活動に必要な物資、工業所有権、著作権及びノー・ハウ（以下、工業所有権、著作権、ノー・ハウを技術とする。）を共和国領域内において買い取り、又は外国から輸入することができ、技術、生産した製品を共和国領域内に販売したり、又は外国に輸出することができる。	75	合併企業は、清算及び経営活動に必要な物資、技術及び知的財産権を共和国領域内又は外国において買い、使用することができ、技術又は知的所有権、生産した製品を共和国領域内又は外国に販売することができる。
75	合併企業は、共和国領域内において物資、労働力、電気の保障を受けようとし、又は生産した製品を共和国の機関、企業所に販売しようとする場合には、共和国の当該機関を通じて解決しなければならない。この場合、当該機関に年間物資購入及び製品販売計画を組み合わせて、需給供給契約を締結しなければならない。	76	合併企業は、生産及び経営活動に必要な物資、労働力、電気、用水等を共和国の当該機関、企業所から保障を受けようとし、又は生産した製品を共和国の当該機関、企業所に販売しようとする場合には、中央貿易指導機関（地帯内では地帯管理機関）に計画をかみ合わせた後、中央貿易指導機関（地帯内では地帯管理機関）が定めた手続に従い、購入又は販売しなければならない。
76	合併企業は、基本建設を直接担当し、又は建設企業に委託して行うことができる。 基本建設を建設企業に委託して行う場合には、委託施工契約を締結しなければならない。	89	合併企業は、必要な建設を直接行い、又は共和国の建設企業所に委託することができる。 必要な場合には、国家建設監督機関の承認を得て、外国の建設企業に建設を委託することもできる。
77	合併企業は、経営用物資を共和国の商業機関から直接購入することができる。	80	合併企業は、経営用物資を共和国の商業機関から直接購入することができる。
78	合併企業の生産用物資、生産製品、技術の輸出入価格（技術サービス料金を含む）は、当該時期の国際市場価格に準じる。	81	合併企業の生産用物資、生産製品、技術、知的所有権の輸出入価格（技術サービス料金を含む）は、当該時期の国際市場価格に準じ、合併当事者が合意して定めなければならない。
79	合併企業の輸出入物資には、関税と関連した共和国の法規範に従い、関税を適用する。	82	合併企業の輸出入物資には、関税と関連した共和国の法規範に従い、関税を適用する。 合併企業の投資物資、生産及び経営活動に必要な物資を外国から輸入し又は生産した製品を外国に輸出する場合には関税を適用しない。
80	合併企業は、生産製品の輸出及び必要な物資の輸入を共和国の当該貿易機関に委託して行うことができる。	79	合併企業は生産製品の輸出及び必要な物資の輸入は、共和国の当該貿易機関に委託して行うことができる。
81	合併企業は、出資分として持ち込む現物財産を対外商品検査機関（技術は科学技術検査機関）に委託して、検査及び確認を受けなければならない。 合併企業は、現物財産又は技術を検査及び確認するのに必要な条件を保障しなければならない。	83	合併企業は、出資分として持ち込む現物財産を対外商品検査機関（技術、知的財産権は当該機関）に依頼して、検査又は確認を受けなければならない。 合併企業は、現物財産又は技術、知的所有権を検査、確認と関連した必要な条件を保障しなければならない。
82	対外商品検査機関と科学技術検査機関は、検査及び確認依頼書に従い、現物財産又は技術を検査、確認し、該当する証書を発給しなければならない。	84	対外商品検査機関と当該機関は、検査及び確認依頼書に従い、現物財産、技術又は知的所有権を検査、確認した後、該当する文書を発給しなければならない。
83	合併企業は、経営に必要な物資を輸入し、又は生産した製品を輸出することができる。この場合、政務院対外経済機関又は地帯当局に物資の搬出入申請書を提出し、承認を受けなければならない。 搬出入申請書には、物資名及び数量、価格及び金額、通過地点及び期間、搬出入根拠を明らかにしなければならない。	77	合併企業は、投資物資、生産及び経営活動に必要な物資を外国から輸入し、又は生産した製品及び技術を外国に輸出できる。 投資物資、生産及び経営活動に必要な物資を外国から輸入し又は外国へ輸出しようとする場合には、中央貿易指導機関（地帯内では地帯管理機関）に搬出入承認申請書を提出し、承認を得なければならない。 搬出入申請書には、搬出入物資名、数量、価格及び金額、国境通過地点及び期間、搬出入根拠を明らかにしなければならない。
84	合併企業は、人民生活に必要な製品を国家が定めた機関、企業所に、朝鮮ウォンを受け取って販売することができる。この場合、得た朝鮮ウォンは、労働力費、対外事業費、税金、使用料に使用することができる。		
85	技術を輸出入しようとする場合には、科学技術行政機関の承認を受けなければならない。この場合、技術輸出入申請書を提出しなければならない。 技術輸出入申請書には、技術の名称、内容、価格、輸出入根拠等を明らかにしなければならない。	78	技術、知的所有権を外国から輸入し、又は外国へ輸出しようとする場合には、当該中央機関（地帯内では地帯管理機関）に技術、知的所有権の輸出入許可申請書を提出して承認を得なければならない。 技術、知的所有権輸出入許可申請書には、技術、知的所有権の名称、内容、価格、輸出入根拠等を明らかにしなければならない。
86	物資と生産製品の搬出入申請書を受理した当該機関は、申請書を受理した日から3日（技術輸出入申請書は30日）以内に検討し、申請者に該当する承認書を発給し、又は否決通知を送付しなければならない。		
87	合併企業は、機関、企業所に原料、資材、部品の加工を委託することができる。この場合、委託加工契約を締結しなければならない。	85	合併企業は、共和国の機関、企業所に原料、資材、部品の加工を委託することができる。この場合、委託契約を締結しなければならない。
88	合併企業は、企業運営に必要な労働力を共和国の外国投資企業と関連した労働法規範に従い、採用又は利用しなければならない。	86	合併企業は、企業運営に必要な労働力を共和国の外国投資企業と関連した労働法規範に従い、採用又は利用しなければならない。
89	合併企業は、合併契約に定めた管理人員と特殊な職種の技術者、技能工に外国の労働力を使用することができる。この場合、外国人労働力採用申請文書を企業創設審査承認機関に提出し、合意を得なければならない。	87	合併企業は、合併契約に定めた管理人員と特殊な職種の技術者、技能工に外国の労働力を使用することができる。この場合、外国人労働力採用申請文書を中央貿易指導機関に提出し、合意を得なければならない。 外国人労働力採用申請文書には、採用した管理人員、特殊職種の技術者及び技能工の氏名、性別、生年月日、国籍、民族、経歴、採用根拠、採用期間、居住地、技術移転の内容、技術移転期間、賃金基準、生活保障条件等の内容を明らかにしなければならない。
90	合併企業が受け入れた労働力は、自然災害等の不可抗力的な場合を除いて、他の仕事に動員してはならない。		第4条第2項参照

旧条	旧条文	新条	新条文
91	合併企業は、従業員に労働保護用具、作業必需品、栄養食料品等の労働保護物資を共和国の労働法規に定められた基準より低くないように、合併企業自身で定め、適宜に保障しなければならない。	88	合併企業は、従業員に労働保護用具、作業必需品、栄養食料品等の労働保護物資を適時に保障しなければならない。 従業員に保障する労働保護物資の基準は共和国の労働法規に定められた基準より低くないように、合併企業自身で定めなければならない。
92	合併企業の従業員は、職業同盟組織を設けることができる。 職業同盟組織は、次の各号に掲げる事業を行う。 1. 労働規律を遵守し、経済課題を正しく遂行するように、従業員を教育する。 2. 従業員に対する科学知識普及事業を行い、体育及び文芸活動と関連した事業を行う。 3. 従業員の権利と利益を保護し、従業員を代表して企業と労働契約（団体契約）を締結し、その執行を監督する。 労働契約には、従業員が遂行すべき任務、生産量及び質の指標、労働時間及び休息、労働保護及び保険厚生、辞職条件等の内容を明らかにしなければならない。 4. 従業員の権利、利益と関連した問題の討議に参加し、助言を与え、又は勧告案を提起する。	90	合併企業の従業員は、職業同盟組織を設けることができる。 職業同盟組織は、次の各号に掲げる事業を行う。 1. 労働規律を遵守し、経済課題を正しく遂行するように、従業員を教育する。 2. 従業員に対する科学知識普及事業を行い、体育及び文芸活動と関連した事業を行う。 3. 従業員の権利と利益を保護し、従業員を代表して企業と労働契約を締結し、その執行を監督する。 労働契約には、従業員が遂行すべき任務、生産量及び質の指標、労働時間及び休息、労働保護及び保険厚生、労働保護及び労働条件、労働規律、賞罰、辞職条件等の内容を明らかにしなければならない。 4. 従業員の権利、利益と関連した問題の討議に参加し、助言を与え、又は勧告案を提起する。
93	合併企業は、従業員の権利及び利益に関係する問題を職業同盟組織と合意し、処理しなければならない。	91	合併企業は、従業員の権利及び利益に関係する問題を職業同盟組織と合意し、処理しなければならない。
94	合併企業は、職業同盟組織に活動資金及び活動条件を保障しなければならない。 職業同盟組織の活動資金規模は、毎月、従業員500名までは全従業員の月労働賃金総額の2%、従業員500名以上から1,000名までは全従業員の月労働賃金総額の1.5%、従業員1,000名以上は全従業員の月労働賃金総額の1%に該当する資金とする。	92	合併企業は、職業同盟組織の活動条件を保障しなければならない。
95	合併企業の財政簿記計算は、外国投資企業と関連した共和国の財政簿記計算規範に従って行う。	93	合併企業の財政簿記計算は、外国人投資企業と関連した共和国の簿記計算法規範に従って行わなければならない。
96	合併企業は、簿記総合計算帳簿、簿記分析計算帳簿、必要な補助帳簿、財政状態表（貸借対照表）、損益計算書、営業報告書等の財政簿記文書を保有していなければならない。	94	合併企業は、簿記総合計算帳簿、簿記分析計算帳簿等の財政簿記文書を保有していなければならない。
97	合併企業の経営計算は、朝鮮ウォンで行う。 当事者が合意して、外貨でも経営計算を行うことができる。この場合、朝鮮ウォンに換算して、財政簿記文書に記入しなければならない。 外貨に対する朝鮮ウォンの換算は、当該時期、貿易銀行が定めた外貨交換及び決済相場で行う。	95	合併企業の経営計算は、朝鮮ウォンで行わなければならない。 当事者が合意して、外貨でも経営計算を行うことができる。この場合、朝鮮ウォンに換算して、財政簿記文書に記入しなければならない。 外貨に対する朝鮮ウォンの換算は、貿易銀行機関が定めた当該時期の外貨交換レートで行う。
98	合併企業の出資証書、年間決算報告文書、清算報告文書は、簿記検証事務所の検証を受けなければ効力を有さない。		
99	合併企業の財政簿記文書は、保存年限に合わせて保管しなければならない。	96	合併企業の財政簿記文書は、共和国の当該法規にに合わせて保管しなければならない。
100	合併企業は、固定資産を取得した日から1カ月以内に、政院対外経済機関又は地帯当局（以下、固定資産登録機関とする。）に登録しなければならない。	97	合併企業は、固定資産を取得した日から1カ月以内に、中央貿易指導機関又は地帯管理機関（以下、固定資産登録機関とする。）に登録しなければならない。
101	合併企業は、登録された固定資産を廃棄、譲渡し、あるいは抵当に入れることができる。この場合、理事会で討議決定した後5日以内に、該当する通知書を固定資産登録機関に提出しなければならない。 通知書には、固定資産を処理した根拠を明らかにし、簿記検証事務所の検証書を添付しなければならない。	98	合併企業は、登録された固定資産を廃棄、譲渡し、又は抵当に入れることができる。この場合、理事会で討議決定した後5日以内に、該当する申請文書を固定資産登録機関に提出し合意を得なければならない。 申請文書には、固定資産を処理した根拠、処理の結果等の必要内容を明らかにしなければならない。
102	固定資産減価償却費は別途に積み立てておき、固定資産を更新又は補修するのに使用しなければならない。必要な場合には、流動資金としても使用することができる。固定資産減価償却費を流動資金として使用する場合には、次の四半期内に償還しなければならない。	99	合併企業は、固定資産減価償却費を別途に積み立てておき、固定資産を更新又は補修するのに使用しなければならない。 固定資産減価償却金は、流動資金としても使用することができる。 固定資産減価償却費を流動資金として使用する場合には、次の四半期内に償還しなければならない。
103	合併企業は、1年に1回以上、固定資産の在庫調べを行わなければならない。固定資産の在庫調べを行なった場合には、その状況を固定資産登録機関に通知しなければならない。 合併企業は、月又は四半期毎に流動資産の在庫調べを行い、資産に過不足がある場合、それに対する対策を講じなければならない。	100	合併企業は、固定資産に対する在庫調べを1年に1回以上行わなければならない。 固定資産の在庫調べを行なった場合には、固定資産在庫調べ報告文書を固定資産登録機関に提出しなければならない。 合併企業は、流動資産を月又は四半期毎に在庫調べを行い、資産に過不足がある場合、それに対する対策を講じなければならない。
104	合併企業は、共和国の外貨管理と関連した法規に従い、外貨を利用しなければならない。	101	合併企業は、外貨の管理と利用を共和国の外貨管理と関連した法規に従い、行わなければならない。
105	合併企業は、外貨管理機関との合意の下に、貿易銀行又は貿易銀行以外の共和国領域内にあるその他の銀行に朝鮮ウォン口座、外貨ウォン口座、外貨口座を開設しなければならない。 口座を開設しようとする場合には、銀行口座開設申請書を当該銀行に提出しなければならない。	102	合併企業は、共和国の外国為替銀行に朝鮮ウォン口座及び外貨口座を開設し、利用しなければならない。
106	合併企業は、経営活動に必要な朝鮮ウォン又は外貨を当該取引銀行に入金し、定められたところに従い使用しなければならない。		
107	合併企業は、共和国領域内又は外国にある銀行から経営活動に必要な資金の貸付を受けることができる。 外国の銀行から貸付を受けた場合には、それについて外貨管理機関に通知しなければならない。	103	合併企業は、経営活動に必要な資金を、共和国領域内又は外国にある銀行から貸付を受けることができる。 経営活動に必要な資金を外国の銀行から貸付を受けた場合には、それについて外貨管理機関に通知しなければならない。
108	合併企業は、外国にある銀行に口座を開設することができる。この場合、外貨管理機関に口座を開設する銀行名と開設根拠を明らかにした文書、企業創設承認書写本を提出し、合意を得なければならない。	104	合併企業は、外国にある銀行に口座を開設することができる。この場合、外貨管理機関に口座を開設する外国銀行の名称と開設根拠を明らかにした申請文書、企業創設承認文書写本を提出し、合意を得なければならない。
109	合併企業は、外貨を外国にある銀行に預け入れようとする場合、外貨管理機関の承認を受けなければならない。	105	合併企業は、外貨を外国にある銀行に預け入れようとする場合、外貨管理機関の承認を受けなければならない。

旧条	旧条文	新条	新条文
110	外国にある銀行に口座を開設した合併企業は、四半期毎に、四半期が終了した日から30日以内に、その口座の外貨収入、支出と関連した文書を外貨管理機関に提出しなければならない。	106	外国にある銀行に口座を開設した合併企業（地帯内の合併企業を除く）は、四半期毎にその口座の外貨収入、支出と関連した文書を、四半期が終了した日から30日以内に中央貿易指導機関及び外貨管理機関に提出しなければならない。
111	合併企業は、機関、企業所、個人と外貨現金取引を行うことができない。共和国領域内にある消費商品を購入しようとする場合には、外貨と交換した朝鮮ウォンを使用しなければならない。	107	合併企業は、共和国領域内で、共和国の機関、企業所、個人と外貨現金取引を行うことができない。
112	合併企業に入金された朝鮮ウォン出資金は、共和国領域内にある原料及び資材の購入費として使用し、又は労働力費、対外事業費、税金、使用料等の支出に使用することができる。	108	合併企業に出資分として出資された朝鮮ウォン又は中央貿易指導機関が定めた手続きに従い合併製品を共和国の機関、企業所に販売して得た朝鮮ウォンは、共和国領域内にある原料及び資材の購入費として使用し、又は労働力費、対外事業費、利用料等の支出に使用することができる。入金された朝鮮ウォン出資金は、共和国領域内にある原料及び資材の購入費として使用し、又は労働力費、対外事業費、税金、使用料等の支出に使用することができる。
113	合併企業は、廃棄物と副産物を処理して得た朝鮮ウォンを取引銀行の口座に別途に積み立て、指定された項目に使用することができる。	109	合併企業（地帯内の合併企業を除く）は、副産物を処理して得た朝鮮ウォンを取引銀行の口座に別途に積み立て、指定された項目にのみ使用することができる。
114	合併企業は、共和国領域内にある保険機関の保険に加入しなければならない。	110	合併企業は、共和国領域内にある保険機関の保険に加入しなければならない。
<b>第七章 決算及び分配</b>		<b>第七章 決算及び分配</b>	
115	合併企業の決算年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。 企業を創設した年の決算年度は、企業創設日から12月31日までとし、企業を解散した年の決算年度は、その年の1月1日から解散された日までとする。	111	合併企業は、経営活動と関連した決算を行わなければならない。 合併企業の決算年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。 企業を創設した年の決算年度は、企業創設日から12月31日までとし、企業を解散した年の決算年度は、その年の1月1日から解散された日までとする。
116	合併企業の年間決算は、翌年の2月以内に、総収入から原価とその他の支出を差し引いて、決算利潤を確定する方法で行う。	112	合併企業の年間決算は、翌年の2月以内に、総収入から原価とその他の支出を差し引いて、決算利潤を確定する方法で行う。
117	合併企業は、登録資本の25%に該当する金額になるときまで、毎年得た決算利潤の5%に該当する金額を予備基金として積み立てなければならない。 予備基金は、合併企業の欠損の補填又は登録資本の増大にのみ使用することができる。	113	合併企業は、登録資本の25%に該当する金額になるときまで、毎年得た決算利潤の5%に該当する金額を予備基金として積み立てなければならない。 予備基金は、合併企業の欠損の補填又は登録資本の増大にのみ使用することができる。
118	合併企業は、決算利潤の10%の範囲内で、生産拡大及び技術発展基金、従業員のための賞金基金、文化厚生基金、養成基金等の必要な基金をつくらなければならない。 基金の種類及び規模並びに利用対象及び範囲は、理事会で討議決定する。	114	合併企業は、決算利潤の10%まで、拡大再生産及び技術発展基金、従業員のための賞金基金、文化厚生基金、養成基金等の必要な基金を積み立て、自己の計画に従い使用しなければならない。
119	合併企業は、共和国の税金と関連した法規範に従い、企業所得税を納付しなければならない。 共和国領域外に居住する共和国国籍を有する朝鮮同胞と行う地帯内の合併企業は決算利潤の14%、地帯外の共和国領域内にある合併企業は決算利潤の20%を、各々企業所得税として納める。	115	合併企業は、共和国の税金と関連した法規範に従い、該当する税金を納付しなければならない。
120	合併企業は、利潤が生じた年から次の通り、企業所得税の減免を受けることができる。 1. 奨励対象の合併企業と地帯内の生産部門合併企業が10年以上企業を運営する場合には、利潤が生じる年から3年間免除し、その後2年間は50%の範囲で軽減することができる。 2. 共和国領域外に居住しながら共和国国籍を有する朝鮮同胞と行う地帯外の生産部門合併企業と地帯内のサービス部門合併企業が10年以上、企業を運営する場合には、利潤が生じる年から1年間免除し、その後2年間は50%の範囲で軽減することができる。 3. 地帯外の共和国領域で朝鮮同胞と行う合併企業と地帯内の合併企業が総投資額6,000万ウォン以上となるインフラ建設部門に投資する場合には、利潤が生じた年から4年間免除し、その後3年間は50%の範囲で軽減することができる。		
121	企業所得税の減免を受けようとする合併企業は、企業所得税減免申請書を当該税務機関に提出しなければならない。		
122	税務機関は、企業所得税減免申請書を受理した日から10日以内に検討し、承認又は否決する通知を申請者に行わなければならない。 企業所得税の減免を承認する場合には、企業所得税減免承認書を発給しなければならない。		
123	合併企業が企業所得税の減免の承認を受けた後10年以内に解散する場合には、すでに減免を受けた企業所得税額を納めなければならない。		
124	合併企業の前年度損失は、予備基金で補填することができる。 前年度の損失を予備基金ですべて補填することができない場合には、当該年度の決算利潤から企業所得税を納めて残った利潤で補填することができるが、連続して4年を超えることはできない。	116	合併企業の前年度損失は、予備基金で補填することができる。 前年度の損失を予備基金ですべて補填することができない場合には、当該年度の決算利潤から企業所得税を納めて残った利潤で補填することができるが、連続して4年を超えることはできない。
125	合併企業の四半期及び年間財政簿記決算文書は、財政検閲員の検閲を受けなければならない。	117	合併企業の四半期及び年間財政簿記決算文書は、財政検閲員の検閲を受けなければならない。
		118	合併企業の年間決算文書は理事会の批准を受けなければならない。
126	合併企業は、財政検閲員の検閲を受けた年間財政簿記決算文書を理事会で批准した後、利潤を分配しなければならない。 利潤分配は、決算利潤から企業所得税を納め、必要な基金を控除した後、出資分に従い、合併企業当事者間に分ける方法で行う。出資分に関係なく、合併契約に従い利潤を分配することもできる。	119	利潤分配は、決算利潤から企業所得税を納め、必要な基金を控除した後残った利潤を、出資分に従い、合併企業当事者間で分ける方法で行う。出資分に関係なく、合併契約に従い利潤を分配することもできる。
127	合併企業は、四半期決算文書を四半期が終了した翌月の15日以内に、年間決算文書を決算年度が終了した翌年の2月末日までに、各々当該企業所創設審査承認機関、税務機関及び外貨管理機関に提出しなければならない。 年間決算文書には、簿記検証事務所の検証報告書が添付されなければならない。	120	合併企業は、四半期決算文書を四半期が終了した翌月の15日以内に、年間決算文書を決算年度が終了した翌年の2月末日までに、中央財政機関、中央貿易指導機関（地帯では地帯管理機関）に提出しなければならない。 決算文書には、簿記検証事務所の検証文書を添付しなければならない。

旧条	旧条文	新条	新条文
128	外国の合併当事者は、分配された利潤の一部又は全部を共和国領域内に再投資する場合、すでに納付した企業所得税から再投資分に該当する企業所得税の一部又は全部の返還を受けることができる。 再投資分に該当する企業所得税の返還を受けようとする場合には、税務機関に企業所得税返還申請書を提出しなければならない。再投資した資本を投資した日から5年以内に撤収する場合には、返還を受けた企業所得税額に該当する金額を納めなければならない。	121	合併当事者は合併企業で得た利益金を合併企業に再投資することができる。
129	外国の合併当事者は、企業運営で得た利潤及びその他の所得、企業を清算して分配された資金を、税金がかからず共和国領域外に持ち出すことができる。 共和国領域外に外貨を送金しようとする場合には、送金申請書を当該銀行に提出しなければならない。	122	外国側合併当事者は、企業運営で得た利潤及びその他の所得、企業を清算して分配された資金を、税金がかからず共和国領域外に持ち出すことができる。 共和国領域外に外貨を送金しようとする場合には、送金申請書を当該銀行に提出しなければならない。この場合、送金申請書には中央貿易指導機関の確認文書が添付しなければならない。
<b>第八章 存続期間及び解散</b>		<b>第八章 存続期間及び解散</b>	
130	合併企業の存続期間は、合併契約に定められた通りとし、存続期間の計算は、企業を登録した日から行う。	123	合併企業の存続期間は、合併契約に定められた通りとする。 存続期間の計算は、企業を登録した日から行う。
131	合併企業は、存続期間を延長することができる。この場合、その期間の終了6か月前に、理事会で討議検討した後、企業創設審査承認機関に存続期間延長申請書を提出し、承認を受けなければならない。	124	合併企業の存続期間は、合併当事者が合意して延長することができる。この場合、その期間の終了6か月前に、理事会で討議決定した後、中央貿易指導機関に存続期間延長申請書を提出し、承認を受けなければならない。
132	企業創設審査承認機関は、合併企業の存続期間延長申請書を受理した日から30日以内に、それを審査し、承認又は否決する決定を下した後、申請者に該当する通知書を送付しなければならない。	125	中央貿易指導機関は、合併企業の存続期間延長申請書を受理した日から30日以内に、それを審査し、承認又は否決する決定を下した後、申請者に該当する通知書を送付しなければならない。
133	合併企業は、存続期間延長承認通知書を受け取った日から20日以内に、企業登録機関と税務登録機関に存続期間変更登録申請書を提出しなければならない。 存続期間変更登録申請書には、企業名と所在地、延長期日等を明らかにし、存続期間延長承認通知書写本を添付しなければならない。	126	合併企業は、存続期間延長承認通知書を受け取った日から20日以内に、当該企業登録機関、営業許可機関、税務機関、税関に存続期間変更登録申請書を提出しなければならない。 存続期間変更登録申請書には、企業名称及び所在地、延長期日等を明らかにし、存続期間延長承認通知書写本を添付しなければならない。
134	企業登録機関、税務登録機関は、合併企業の存続期間変更登録申請書に従い、該当する変更登録を行い、企業登録証、税務登録証等の該当する証書を再発給しなければならない。	127	企業登録機関、営業許可機関、税務機関は、合併企業の存続期間変更登録申請書に従い、当該変更登録を行った後、企業登録証、営業許可証、税務登録証を再発給しなければならない。
135	合併企業は、次の各号の一に該当する場合に解散される。 1. 裁判所が企業の破産を宣告した場合 2. 企業の存続期間が終了した場合 3. 合併当事者が契約義務を履行せず、又は支払能力がなく企業の存続が不可能な場合 4. 自然災害等の不可抗力的事由で企業を営営することができない場合 5. 理事会で企業の解散を決定した場合 6. 企業創設承認又は企業登録が取り消された場合	128	合併企業は、次の各号の一に該当する場合に解散される。 1. 企業の存続期間が終了した場合 2. 合併当事者が契約義務を履行せず、又は支払能力がなく企業の存続が不可能な場合 3. やむを得ない事情で企業を営営することができない場合 4. 理事会で企業の解散を決定した場合 5. 裁判所が企業の破産を宣告した時 6. その他法規に重大に違反した時
136	合併企業は、企業の存続期間が終了した場合、支払能力がなく企業の存続が不可能な場合、不可抗力的事由により企業を営営することができない場合、理事会で企業解散を決定した場合、企業解散申請書を企業創設審査承認機関に提出しなければならない。 企業解散申請書には、解散根拠を明らかにし、理事会決定書（不可抗力的事由により企業を解散する場合には、公証機関の公証文書）を添付しなければならない。	129	合併企業は、企業の存続期間が終了した場合、支払能力がなく企業の存続が不可能な場合、やむを得ない事情で企業を営営することができない場合、理事会で企業解散を決定した場合、企業解散申請書を中央貿易指導機関に提出しなければならない。企業の解散申請書には、解散根拠を明らかにし、それを確認できる文書を添付しなければならない。
137	合併当事者が契約義務を履行しないで企業を解散する場合、被った損害は責任ある当事者が補償しなければならない。	130	合併当事者が契約義務を履行しないで企業を解散する場合、被った損害は責任ある当事者が補償しなければならない。
138	企業創設審査承認機関は、企業解散申請書を受理した日から10日以内に、それを審査し、承認又は否決する決定を下した後、該当する通知書を申請者に送付しなければならない。	131	中央貿易指導機関は、企業解散申請書を受理した日から10日以内に、それを審査し、承認又は否決する決定を下した後、該当する通知書を申請者に送付しなければならない。
139	合併企業は、解散が承認された日から15日以内に、理事会で討議し、清算委員会を組織しなければならない。清算委員会委員には、合併企業の責任者、債権者代表、簿記検証員、企業創設審査承認機関の代表者が含まれなければならない。	132	合併企業は、解散が承認された日から15日以内に、理事会で討議し、清算委員会を組織しなければならない。 清算委員会委員には、合併企業の責任者、債権者代表、合併当事者、その他の必要な成員が含まれなければならない。
140	合併企業が定められた期間内に清算委員会を組織しない場合、債権者は裁判所に清算委員会を組織することを要求することができる。	133	合併企業が定められた期間内に清算委員会を組織しない場合、債権者は裁判所に清算委員会を組織することを要求することができる。
141	清算委員会を組織することに対する債権者の要求がある場合、裁判所が企業の破産を宣告した場合、企業創設承認又は企業登録が取り消された場合、裁判所又は企業創設審査承認機関は、清算人を任命して清算委員会を組織しなければならない。	134	清算委員会を組織することに対する債権者の要求がある場合及び共和国の裁判機関が企業の破産を宣告した場合、企業創設承認又は企業登録が取り消された場合、裁判機関は清算人を任命した後、清算委員会を組織しなければならない。
142	清算委員会は、次の各号に掲げる任務と権限を有する。 1. 債権者会議を招集し、代表を選出する。 2. 企業の財産及び公印を引き継ぎ、財産を管轄する。 3. 債権債務関係を確定し、貸借対照表及び財産目録を作成する。 4. 企業の財産に対する価値を再評価し、清算案を作成する。 5. 取引銀行、税務機関、企業登録機関に企業の解散について通知する。 6. 終了できない当該業務を引き継ぎ、処理する。 7. 税金を納め、債権債務を清算し、残った財産を処理する。 8. その他、清算と関連して提起される問題を処理する。	135	清算委員会は、次の各号に掲げる任務と権限を有する。 1. 債権者会議を招集し、代表を選出する。 2. 企業の財産及び公印を引き継ぎ、管轄する。 3. 債権債務関係を確定し、貸借対照表及び財産目録を作成する。 4. 企業の財産に対する価値を再評価し、清算案を作成する。 5. 取引銀行、税務機関、企業登録機関に企業の解散について通知する。 6. 終了できない当該業務を引き継ぎ、処理する。 7. 税金を納め、債権債務を清算し、残った財産を処理する。 8. その他、清算と関連して提起される問題を処理する。
143	清算委員会は、組織された日から10日以内に、債権債務者に企業の解散について通知し、公示しなければならない。	136	清算委員会は、組織された日から10日以内に、債権債務者に企業の解散について通知しなければならない。
144	債権者は、解散通知を受け取った日から30日（通知を受け取れなかった場合には、解散公示を行なった日から90日）以内に、債権請求書を清算委員会に提出しなければならない。 債権請求書には、債権の内容及び根拠を明らかにし、該当する確認文書を添付しなければならない。	137	債権者は、解散通知を受け取った日から30日以内に、債権請求書を清算委員会に提出しなければならない。 債権請求書には、債権者名、債権の内容及び根拠を明らかにし、該当する確認文書を添付しなければならない。



旧条	旧条文	新条	新条文
145	清算委員会は、債権請求書を受理した順序に債権を登録し、清算案に従い、債権を清算しなければならない。 清算案は、企業を解散した理事会又は裁判所若しくは企業創設審査承認機関の合意を得なければならない。	138	清算委員会は、債権請求書を受理した順序に債権を登録し、清算案に従い、債権を清算しなければならない。 清算案は、企業を解散した理事会又は中央貿易指導機関（企業の破産を宣告した場合には裁判機関）の合意を得なければならない。
146	合併企業の清算財産は、清算費用、清算委員会委員の報酬、従業員の労働報酬、企業所得税、企業の債務の順に処理しなければならない。処理して残った財産は、合併当事者の出資分に従い分配しなければならない。	139	合併企業の清算財産は、清算事業と関連した費用、税金、従業員の労働報酬、企業の債務の順に処理し、残った財産は、合併当事者の出資分に従い分配しなければならない。
147	清算委員会（裁判所が組織した清算委員会は除く）は、企業の財産が債務より少ない場合、当該裁判所に破産宣告を申請しなければならない。 裁判所の判決により破産が宣告された場合には、清算事業を裁判所に引き渡さなければならない。	140	清算委員会（裁判機関が組織した清算委員会は除く）は、企業の財産が債務より少ない場合、当該裁判機関に破産宣告を申請しなければならない。 裁判機関の判決により破産が宣告された場合には、清算事業を裁判所に引き渡さなければならない。
148	清算委員会は、清算事業が終了した場合、清算事業が終了した日から10日以内に、清算報告書を作成し、企業創設審査承認機関に提出しなければならない。 破産による清算事業を終了した場合には、裁判所にも清算報告書を提出しなければならない。	141	清算委員会は、清算事業が終了した場合、清算事業が終了した日から10日以内に、清算報告文書を作成し、中央貿易指導機関（企業の破産による清算事業が終了した場合は裁判機関）に提出しなければならない。
149	清算委員会は、清算事業が終了次第、企業登録証と営業許可証、税務登録証を当該機関に返還し、取引銀行に企業口座の取消申請を提出しなければならない。	142	清算委員会は、清算事業が終了次第、企業登録証、営業許可証及び税務登録証を当該機関に返還すると共に、取引銀行に企業口座の取消申請を提出しなければならない。
150	清算委員会委員は、清算事業の結果について、清算委員会を組織した理事会又は裁判所、企業創設審査承認機関に対して責任を負う。	143	清算委員会委員は、清算事業の結果について、清算委員会を組織した理事会、中央貿易指導機関、裁判機関に対して責任を負う。
151	企業登録機関は、合併企業の解散を登録し、公示しなければならない。	144	企業登録機関及び当該機関は、解散した合併企業を登録から削除しなければならない。
<b>第九章 監督統制及び紛争解決</b>		<b>第九章 監督統制及び紛争解決</b>	
152	政務院対外経済機関、地帯当局、企業登録機関は、合併企業と関連した法規範の遵守状況を日常的に監督統制しなければならない。 税務登録機関は、必要な場合、合併企業の財政簿記文書と現物を検閲しなければならない。	147	中央貿易指導機関（地帯では地帯管理機関）は、合併企業と関連した法規範の遵守状況を日常的に監督統制しなければならない。 税務登録機関は、必要な場合、合併企業の財政文書を検閲することができる。
153	監督統制機関は、合併企業が次の各号に掲げる行為を行なった場合、それを是正させ、程度に応じて1万ウォンから10万ウォンまでの罰金を支払わせ、情状に応じて営業を中止させたり、企業を解散させることができる。 1. 企業清算文書、企業登録文書、税務文書、財政簿記文書を事実と合わないで作成提出した場合 2. 定められた簿記帳簿以外の他の簿記帳簿を保有した場合 3. 定められた基金を法及び規定の通りに積み立てしなかった場合 4. 企業の清算について債権者に通知しなかった場合 5. 登録された企業の名称ではない他の名称を使用している場合 6. 変更事項を定められた期間内に登録しなかった場合 7. 承認なく支社を設立した場合 8. 法に反して利潤を分配した場合 9. 承認された業種以外の営業を行なった場合 10. 定款を恣意的に修正した場合 11. 登録資本を承認なく減らした場合 12. 承認なく6か月以上営業を中止した場合		
154	出資する現物の価格、質及び数量を契約と異なり騙して出資した場合には、契約価格及び評価価格の差額に該当する金額を、職権を濫用して不法に収入を得た場合又は企業の財産に損害を与えた場合には、その所得額又は損失額の1～5倍に該当する金額を、財産評価、簿記検証を偽って行なった場合には、それによって得た不法所得額の1～5倍に該当する金額を、出資した財産を引き出した場合には、それを是正させ、その財産の10～20%に該当する金額を、個人名義で銀行口座を開設し、企業の財産を預金した場合には、それを是正させ、不法所得額の5～10倍に該当する金額を、各々個人罰金として支払わせる。		
155	文書の受理、審査承認、監督統制事業を法規範の要求通りに行なわなかった場合には、行政法的制裁と関連した法規範に従い、該当する制裁を科す。		
156	本規定に反した行為が重大な場合には、刑事的責任を負う。	148	本規定に反した場合には、程度により営業中止、没収、罰金適用等の制裁を与え、違反行為が重大な場合には刑事的制裁を負う。
157	合併企業は、当該職員の行為について意見がある場合、当該職員が属する上級機関に申訴、請願を行うことができる。 申訴、請願を受理した機関は、それを受理した日から30日以内に、審議処理しなければならない。	145	合併企業と関連して意見がある場合には申訴を行うことができる。 申訴は受理した日から30日以内に、処理しなければならない。
158	合併事業と関連して生じた意見の相違は、協議の方法で解決する。 協議の方法で解決することができない場合には、共和国の裁判機関又は仲裁機関に提起して解決する。 紛争事件は、当事者の合意に従い、第三国の仲裁機関に提起して解決することもできる。	146	合併事業と関連して生じた意見の相違は、協議の方法で解決する。 協議の方法で解決することができない紛争事件は、共和国の裁判機関又は仲裁機関に提起して解決する。 紛争事件は、合併当事者間の合意に従い、第三国の仲裁機関に提起して解決することもできる。